

早稲田大学文化構想学部社会構築論系地域・都市論ゼミ  
卒業論文

**移民の政治成員資格および子女教育の展望**  
— 豊島区池袋地域の中国系移住者をめぐる問題群 —

早稲田大学文化構想学部4年  
学籍番号 1T080992-1  
氏名 山本健太

[第1章 研究の動機と目的](#)

[第1節 研究の動機](#)

[第2節 本論の目的](#)

[第2章 中国系移住者に共通する背景](#)

[第1節 用語の整理](#)

[第2節 近年の中国における移民政策の変遷](#)

[第3節 「不足」する日本の労働力として](#)

[第3章 中国系移住者と豊島区池袋地域](#)

[第1節 豊島区の中国系移住者に係る統計資料](#)

[第2節 池袋の歴史と中国系移住者](#)

[第3節 外国人に関する豊島区の行政施策](#)

[第4節 横浜や神戸の中華街との比較](#)

[第5節 池袋発エスニックメディア](#)

[第6節 頓挫した「東京中華街」構想](#)

[第4章 池袋の中国系移住者をめぐる問題群](#)

[第1節 中国系移住者の抱える問題](#)

[第2節 日本人が感じている問題](#)

[第5章 移民と政治成員資格](#)

[第1節 政治成員資格とは何か](#)

[第2節 なぜ移民の政治成員資格を認めなければならないのか](#)

[第3節 どこまで他文化を尊重すればよいのか](#)

[第4節 子女協育の特異性](#)

[第5節 実用主義的装置を媒介として](#)

[第7章 おわりに](#)

[第1節 章ごとの図示によるまとめ](#)

[第2節 今後の展望](#)

[謝辞](#)

[参考文献リスト](#)

## 第1章 研究の動機と目的

### 第1節 研究の動機

筆者の本研究の動機としては、日本において行政やまちづくりの公的な場で外国からの移住者が利害関係者として扱われていないことが公平性に欠けていると感じており、それを改善したいという思いがあった。この不公平な現状が是認されてしまっている要因としてそもそも日本では外国人がマイノリティ未満のマイノリティであるということがあげられる。それはつまり、日本においては移民の人口が少ないため、外国人の権利に関する問題がマイノリティの問題として問題化される規模にすら達していないということである。具体的には主要な先進諸国における移民人口比率（2008～2010年）がスウェーデン 14.8%、スペイン 14.5%、ドイツ 13.0%、米国 12.9%、ノルウェー 11.6%、英国 11.5%、フランス 8.6%、イタリア 8.0%<sup>1</sup>であることに比べ、日本では外国人登録者ベースで 1.67%<sup>2</sup>となっている。これらの先進諸国に対して移民送出元となる地域がある<sup>3</sup>ように、日本にも本論で取り上げる中国をはじめとして東南アジアなどの移民送出元となる地域がないわけではない。それにも関わらず国内総生産の多い日本において移民人口比率が低いということはつまり、日本が移民受け入れについて何らかの厳しい制限を設けてきたからであると言える。それは最初の入国の際に永住やそれに準ずる長期的滞在を目的とした査証が制度にない点などがあげられる。

あるいは、仮に上述のように移民にまつわる公平性を積極的に実現させる必要がなくとも、少なくとも日本においても実際に外国人労働者数が増え続けている現状<sup>4</sup>を鑑みると、移民の政治成員資格についてはいずれ将来的に大きな問題となりうるのではないかという危惧もあった。そこで、すでに外国人労働者が多い地域で生活する人々はどのような問題に直面しているのかということの研究する価値は高いと考え、中国からの移住者が集住する地域である東京都豊島区池袋地域<sup>5</sup>に焦点を当て研究を行った。豊島区の外国人登録者ベースの人口比率は 7.8%<sup>6</sup>であり前掲した主要な先進諸国には及ばない割合であるが、日本においては先進的な問題に直面していることが期待された。

### 第2節 本論の目的

この論文は以下の3つを目的としている。

第1に、東京都池袋地域における中国系移住者の実態を明らかにすることによってそこで発生している問題が移民の政治成員資格および他文化尊重という2つの要素が不十分であることによって起こっていることを明らかにすることである。

第2に、資本の論理を前提とする限り移民の流入は制御できないという状況において、民主制に基づいた

<sup>1</sup> 別添資料「図表01: 主要国の移民人口比率の推移」を参照のこと

<sup>2</sup> 法務省入国管理局「平成22年における外国人入国者数及び日本人出国者数について」より。外国人登録者数と「外国生まれの人口」は異なり、国立社会保障・人口問題研究所の人口移動調査によれば外国生まれの人口比率は 1.1% と更に下がる（2006年）。なお、例示した国々には加盟国間の人の移動を自由化する地域共同体EUに加盟していない米国やノルウェーも含まれていることに留意したい

<sup>3</sup> 北欧・西欧に対して東欧・アフリカの旧植民地、北アメリカに対して中南米が対応している

<sup>4</sup> 別添資料「図表02: 外国人労働者数の推移」を参照のこと

<sup>5</sup> 日本における外国人登録者の中で最も多い出身地は中国である。別添資料「図表05: 外国人数の推移（国籍別）」を参照のこと。なお、東京都は47都道府県で外国人登録者数が圧倒的に多い。別添資料「図表03: 都道府県別外国人労働者数」を参照のこと

<sup>6</sup> 一般に都市圏の移民人口比率は高くなる。例えばフランスの場合は全州で8.1%に比べ首都圏であるイル・ド・フランス地域圏で16.7%（INSEE, “Enquêtes annuelles de recensement 2004 et 2005,” 2006）

法治国家が移民とそれを受け入れる国民の双方の福祉の毀損がないようにするためには、先述した移民の政治成員資格および他文化尊重の2つを担保する必要性があることを明らかにすることである。

第3に、先述した移民の政治成員資格および他文化尊重の2つを担保するためには実用主義に基づいた制度設計が必要であることを明らかにすることである。

## 第2章 中国系移住者に共通する背景

ここでは豊島区池袋地域における中国系移住者について彼女らがどのような共通した背景をもっているかを明らかにするために、中国政府における移民政策の大まかな変遷と、それに応じた日本社会における中国系移住者の受け入れの背景について見ていきたい。

### 第1節 用語の整理

はじめに本論で対象とする「中国系移住者」の定義を行いたい。まず、「中国系」とは、いわゆる中国本土に加え、香港・澳門および台湾からの出身者のことも指す。そして本論では、「移住者」と「移民」という用語の使い分けを行なっている。いずれも永住者・正規移民・非正規移民の3者を対象とすることに相違はないが、日常生活に寄り添った観点から彼女らを捉える際には「移住者」、政策などの観点から捉える際には「移民」としている。

また、本論では「華僑」と「華人」の両者を扱う。中国政府による定義では国籍の所在が基準となっており「華僑は中国以外の国に住まう中国国籍保有者、華人は中国以外の国に住まう現地国籍を保有する漢民族」のことを指す。このうち相対的な人数としては前者が多くを占めるため、実質的には本論では前者を指すことが多くなる。さらにその前者の「華僑」のうち、1978年の改革開放政策に伴い急増した中国系移住者を「新華僑」、それ以前からの移住者を「老華僑」と呼称する。山下清海は今日のその人口比は「新華僑 9 : 老華僑 1」ほどであるとしている(山下, 2011, p.200)。

### 第2節 近年の中国における移民政策の変遷

ここでは豊島区池袋地域における中国系移住者がどのような共通した背景をもっているかを明らかにするために、中国政府における移民政策の大まかな変遷を見ていきたい。

中国の移民に関する近代史を俯瞰すると、19世紀後半以降の中国は移民を受け入れるというよりは移民を送り出す側の社会であり、それは受け入れ社会における中国系移住者をめぐる国籍問題などを引き起こしてきたことが分かる。そしてその国籍問題は中国政府による華僑・華人政策に大きな影響を与えてきた。その政策のなかでもとりわけ留学生政策は中国社会における移住に大きな影響を及ぼしている。1978年以降の経済改革・対外開放政策から30年間、留学生政策は公費と私費という2つのルートが存在し、対象となる留学生はいずれも厳格な出入国管理のもとで国家の近代化に資するという意図をもって送り出されてきた。その後、1986年の出入国管理法の施行以降、出国者が急増し、年平均の出国者数が100万人を超えるようになる。これは特に私費での留学あるいは語学研修による日本やオーストラリア、ニュージーランドなどへの出国が可能になったことが大きな要因となっており、この出国者数の増加にともなってそれ以前の厳格な出入国管理が行き届かなくなり始める。そして1989年の六四天安門事件がきっかけとなりそれまでの出国者は先進諸国における滞在を長期化し始め、それに対抗した中国政府が1992年以降に帰国奨励策を打ち出すも、その効果は限定的であった(田島, 2010, p. 26)。

このような一連の政策を通じ、中国国外で暮らす華僑および華人は国連や中国政府による推計によると約4000万人にのぼるまでになっている(2000年)。中国は13億人を擁する世界一の人口大国であるが、この約4000万人も国際移住者2億1400万人の中で最も多い出身国を占めている。さらにこの約4000万人のうち、ここ30年の出国者が約200万人であるといわれている。これは先述の通り1958年から1978年までの20年間は中国が実質的な鎖国状態にあり、中国国外への移民が急激に増え始めたのは1979年から始まる経済改革・対外開放を待たなければならなかったためである(田島, 2010, p. 40)。

さらに最近では2001年ごろから試験的に導入されていたパスポート発給の自由化が2003年には試験地が100か所に拡大するなどさらなる要件緩和が進んでおり、例えば上海、南京、青島などでパスポート発行量

は 30 - 50% も拡大した ( 田島, 2010, p. 59 )。

### 第3節 「不足」する日本の労働力として

前節では中国が世界最大の移民送出国であり、特に1979年以降は中国からの出境者が急増していることを指摘した。ここではそのような中国の政策の影響を受け、日本においても中国系移住者の人口が増加していることを確認しておこう。日本における外国人登録者数の増加は戦後からのほぼ一貫した傾向であるが、国籍別に見ると1991年からの中国人の増加人数は50.4万人と全体の増加数86.0万人の半分以上を占めており、中国系移住者の増加が顕著である<sup>7</sup>。そして2007年末以降にはついにそれまで最多だった韓国・朝鮮人を中国人が上回り続けている。このように急増する中国系移住者は日本社会へどのようなシステムの下で流入してきたのであろうか。中国系移住者の主な渡航形態としては、公費・私費による留学生、外国人研修事業、親族の訪問や国際結婚などがあるが、それぞれの特徴を見てみたい。

まず、前節では私費での留学あるいは語学研修による日本やオーストラリア、ニュージーランドなどへの出国が可能になったことが中国の出国者数増加の大きな要因であることを述べた。日本においてもその留学生の成果は著しく、博士号取得者・大学教師・文化芸術家・スポーツ選手などそれぞれ数千人単位で輩出されている ( 段, 1998, 第一章 )。

しかし留学生はそういった学業や専門性以外のローカルな面でも送り出し社会に大きな影響を与えている。彼女らが第一世代となり、留就学・興行・結婚・研修など、送り出し社会に合法・非合法含めた多様な選択肢をもちあわせているのである。さらに留学生は在日中国人団体の結成、中国語新聞の発刊、日本語の著書の執筆など、日常生活の需要を満たす活動や政治的な利益を獲得するための活動の礎ともなった。このように新華僑第一世代にあたる留学生らは出身地における血縁関係などを通じた日中間の結節点となった者が多い ( 田島, 2010, p. 28 )。

さらに日本社会での中国系移住者の受容において欠かせない観点は、中国の労働者送り出し政策と研修生事業である。元々この研修生事業は、中国からの研修生に対して数年間の時限を区切りとして企業の研修・実習を行うことを目的として始まった制度であり、歴史的な経緯としては日中両者の尽力によって発展してきた<sup>8</sup>。そして現在では中央委員会や省などの官公庁や民間などさまざまなレイヤーの送り出し機関が存在するに至り「研修生事業」はそれらの総称となっている。その対象となる主な業態は2007年末現在で「製造業 1万142人, 農林漁業 1万3805人, 交通・運輸業 3754人, 建築業 9780人」 ( 田島, 2010, pp. 166 - 167 ) となっており、2007年に営業額がこれまでの最高額の14億米ドルに達している。この中国からの送り出し事業は日本以外の各国に対しても行われているが、2003年に日本への労働者送り出し人数が受入国・地域の中でシンガポールを抜いて1位になって以降、送り出し人数・営業金額はともに1位であり続け、いずれも日本が全体の2割を占めるまでになっている。しかしこれが2012年の米商務省による人身売買の実態に関する年次報告書において「人身売買根絶の最低基準を満たさない」<sup>9</sup>と批判の的となるなど、実態として強制労働に近いことが問題視されはじめている。例えば、研修生の手当は業種により異なるが日本円で最低月収6万円を確保することが中国政府の商務部より求められているにも関わらず送り出し機関によるダンピングがある点や、研修生への年収の1.5倍ほどの保証金が要求されている点、正規の外国人労働者ではないため3年間転職することができず職業選択の自由がない点などがあげられる。こういったなか、この研修生制度も「いわゆる出稼ぎではなく、一人っ子の若者に社会経験を積ませるというニュアンス」 ( 田島, 2010, pp. 181 - 182 ) に変わりつつあるという現場からの声もある。

日本側のマクロ経済要因としての労働市場のミスマッチによる中小企業の労働力「不足」がバブル期以降に強く見られるようになって以降、この研修生事業がその人材供給を担ってきており、受け入れる企業側における協同組合や組織の創設も見られたことからある一つの確立した「移住システム」であったことが分か

<sup>7</sup> 別添資料「図表05:外国人数の推移 (国籍別) (長期時系列)」を参照のこと

<sup>8</sup> 研修生事業の歴史的な発展の経緯は『国際移住の社会学』 ( 田島, 2010, 第5章 ) に詳しい

<sup>9</sup> 読売新聞, 『日本は「人身売買根絶の最低基準を満たさぬ国」』, 2012年6月21日

る(田島, 2010, 第5章)。

以上のように、中国系移住者は留学生や外国人研修生事業といった移住システムを通して日本の社会に流入してきた。そしてその背景では、単に中国系移住者が流入してきたのではなく、日本の中小企業からの継続的な需要があったことも分かった。

しかしこれらのシステムから俯瞰するだけでは中国系移住者が日本社会の日常生活でどういった受け止められ方をしてきたのかという点が不明瞭である。そのため次章以降ではこの中国系移住者に共通する背景を踏まえながら、豊島区池袋地域に焦点を絞りより具体的な実態に迫ってみたい。

### 第3章 中国系移住者と豊島区池袋地域

本章では前章で明らかにした留学生や外国人研修生事業といった移住システムを通して日本の社会に流入してきた中国系移住者に共通する背景を踏まえつつ、東京都豊島区池袋地域（以下、池袋）に焦点を絞っていききたい。そこで首都圏に住む中国系移住者を支える街である池袋の実像を次の6つの視点から探ってみよう。第1節 統計データ、第2節 豊島区の概略史、第3節 区の行政施策、第4節 横浜・神戸の中華街との比較、第5節 池袋発の SNS メディア、第6節 「東京中華街」構想など近年の池袋の動向。

#### 第1節 豊島区の中国系移住者に係る統計資料

「池袋」は、東京都豊島区に属する一地域であるが、ここではその池袋を抱える豊島区の統計資料から中国系移住者に関係する大まかな統計データでその実態を明らかにしてみたい。

まず、そもそも豊島区の外国人人口は 20462人 で日本の中では非常に多く、全国の地方自治体で8番目、東京都下では港区に次いで7番目に外国人登録が多い自治体となっている<sup>10</sup>。これは区の人口総数およそ 19,000人 のうち、外国人が 8% を占めることになる。そして中国系移住者 11632人 は区の人口総数の 5% を占める（いずれも2012年現在）。これは学校のクラス程度の集団 30名 に当てはめると、1〜2名の中国系移住者がメンバーにいるということに相当する。

以上は豊島区の中国系移住者の単純な人口の多さを示したが、私たちが「池袋には中国人が多い」と感じるのには他の要因もある。それは、豊島区の外国人登録者のうちで中国系の出身者が占める割合が 56.9%<sup>11</sup> と非常に高い点である。これは例えば新宿区の外国人登録者（34416人）における韓国・朝鮮人（12201人）の割合が 35.5% であることと比べても実に極端であることが分かるだろう（いずれも2012年現在）。

- 豊島区の外国人に占める中国人の割合 56.9%
- 新宿区の外国人に占める韓国人の割合 35.5%

この豊島区への中国系移住者の集住の要因は後述するが、ここからの議論を分かりやすくするため山下清海による東京都の中国系移住者の人口推移による時期区分を導入しておきたい。山下は、戦後の東京都全体で見た中国系移住者の人口推移・区ごとの分布・および出身地の変化などの各要素について、1978年以前を停滞期、1979年〜1988年を急増期、1989年〜現在を成長期<sup>12</sup>と整理している。豊島区に集住が見られ始めたのがこのうちの急増期であり、これは第2章で指摘した中国政府による移民政策の急増期にあたり、私費での日本への留学が増加した時期であった。そして豊島区においてもその影響によって、中国人留学生の劇的な増加とそれに伴う日本語学校の発展があった。より具体的には、急増期のうち特に1987年〜1988年にかけて、豊島区の中国系移住者が 5394人 から 9330人 と前年比 170% 以上の劇的な増加が見られたのである（山下, 2011, p. 199）。

以上から池袋に集住する中国系移住者は大学や日本語学校の留学生が多く、そこで充実した中国系移住者向けの日本語学校が呼び水となって池袋にさらに集住が進んだと考えられる。つまりこのことから、池袋に集住する中国人は研修生事業による流入者が中心となる工業地域よりも相対的に留学生として日本に移住した者が多いという地域特性があるのではないかと推測される。

<sup>10</sup> 別添資料「図表07: 地方自治体別外国人登録者数ランキング」を参照のこと

<sup>11</sup> 別添資料「図表06: 豊島区の外国人に占める中国人の割合の推移」を参照のこと

<sup>12</sup> 別添資料「図表08: 東京の中国系移住者の人口推移による時期区分」を参照のこと



## 第2節 池袋の歴史と中国系移住者

次に池袋の概略史について触れておきたい。ここでは池袋の歴史から、特に池袋西口の北側にあたる地域がインナーシティ<sup>13</sup>と呼称されるような区域となった経緯を明らかにし、その低コストで手に入る住居が中国系移住者の居住場所として利用されるようになったことを示したい。

さて、池袋は新宿・渋谷に並ぶ副都心として、JR池袋駅の東口および西口には百貨店や家電量販店などの大規模な施設が並び、その周辺には飲食店が入居する雑居ビルなどからなる繁華街が広がっている。しかし池袋はそのような華やかな印象と対になるように裏の側面をも併せ持つ都市であり、そのような特性は池袋という都市が都市である以前から「不健全なパワー」とともにあったという経緯にその要因が認められる。池袋駅周辺の第二次世界大戦後の闇市<sup>14</sup>は有名であるが、歴史的には池袋の「不健全なパワー」はそれより以前、明治時代から連綿と続くものであったことを示しておきたい。

ここからは池袋が明治維新から第二次世界大戦前にかけて、「池袋二業」と呼称される区域であったことを明らかにしたい。明治後期から昭和初期へかけて時代の大まかな変遷を追った場合、池袋は西口から発展し、常盤通の商店街、池袋二業地（後に三業地）<sup>15</sup>、そしてそれらが駅西口へと街をつなぐ形をとり、やがて遊興的商店街として発達していった。まず、明治維新期の1903（明治36）年、日本鉄道山手線として池袋・田端間に巣鴨・大塚の駅とともに池袋駅が開設されるが、池袋駅が名実ともに駅らしくなるのは、1906（明治39）年、山手線が国鉄として買収されたことにより複線となり電化された1912（明治42）年のころからである。その後、豊島師範学校、立教学院、そして成蹊実務学校が1912（明治45）年に開校された。さらに、1914（大正3）年に入ると東武東上線（東武東上線）、翌年には武蔵野鉄道（西武池袋線）の開通により、郊外に移り住んだ勤め人と学生らの乗降客を対象とした商業地形成の様相を少しずつながらも見せ始めてくることになる。しかし、大正末から昭和の初めまでは豊島区地域の商業地の中心は大塚であり、さらに賑わいを求めて板橋にまで足を伸ばす人々も多く、その点池袋は何となく寂しい町並みであった。それでも池袋西口付近は、東口より街の灯が明るかったといわれている。そこに池袋駅の東側の道路と「六郷の森」と呼ばれた根津山の間道の小道に待合兼小料理屋が大正末期ごろより軒を連ねはじめ、1928（昭和3）年ごろには数十件を数えるまでになる。これらの店舗は表看板こそ遊芸師匠であったが、その実のところは芸姑業であった。それからは芸姑を目当てとした遊興客が東京市中からも集まり夜毎の絃歌高唱が続くこととなるが、それが警察当局による風紀取締の対象とされ禁止措置とともに一部が発足間もなく大塚三業地へと吸収されることになる。残る大部分は地元の反対の声もあって、池袋西口の常盤通入り口を北に入ったところを移転地として申請し、1928（昭和3）年、池袋二業地として許可されることとなった。この二業地はその後、三業地となり、大塚三業とともに現在に至り、地理的には池袋二丁目、区役所第三出張所北西部に当たっている（東京都豊島区、1983、第5編・第2章）。

以上は主に池袋駅西口の一部が「池袋二業地」として遊興地帯を形成していった経緯を明らかにしたが、山手線環状線内の東池袋についても同様に、戦前期から東京市内の都心からしめだされた刑務所や細民街、墓地霊園が誘致されてきた「不健全なパワー」が宿る場所である（奥田、1991、p. 1-3）。このように場末の性格を濃く帯びた池袋は、交通機関が充実しているものの賃貸物件が割安であるという地域特性を生み出した。その割安な賃貸物件に中国系移住者が流入し、現在の集住が促進されてきた。特に前節で明らかにしたように彼らの多くは就学生および彼女らを頼って移住してきた者が多かったため、飲食店などの人材の需要がある池袋は彼らにとって職住学が揃った好条件な街であったと考えられる。

<sup>13</sup> 大都市の中心部にありながらも都市の機能が衰退し住宅環境が悪化することによって貧困街化した区域のことを指す

<sup>14</sup> 西口マーケットと呼ばれたバラック建ての闇市が1962年まで続いていた（山下、2010、p. 163）

<sup>15</sup> 二業地とは料亭および芸姑屋が集まった場所を指す。三業地はそれに待合を合わせた呼称。これらは20世紀前半における花街、つまり現代の風俗街に当たる遊興地帯のことである

### 第3節 外国人に関する豊島区の行政施策

ここまでで豊島区に集住する中国系移住者の特徴やその歴史的経緯を振り返ってきたが、この節ではその豊島区における外国人に関する行政施策について見てみたい。豊島区政策経営部行政経営課発行の『平成24年度豊島区行政評価（事務事業評価）』<sup>16</sup>で示された「事業の方向性」についての最終評価結果から、外国人移住者に関する行政施策がどのように評価されているのかを見ていきたい。まずは外国人移住者に関する行政評価を見てみよう<sup>17</sup>。

#### 【凡例】 No. 評価事業名

- i. 事業概要
- ii. 評価結果 (S - D): 評価要旨

#### 26-7 外国語(中国語)に対応できる相談員による納付案内事業経費

- i. 外国語(中国語)に対応できる相談員により、外国籍の滞納者に対し、納付案内を行う
- ii. A: 滞納者の1割を中国人が占める現状の中で、中国語による電話催告は有意義である

#### 49-17 妊産婦・乳幼児保健指導経費

- i. 経済的理由で保健指導を受け難い妊産婦・乳幼児に対して保健指導票を交付する
- ii. A: 生活困窮者が増加しており、外国人の割合は高い

#### 52-15 外国人学校保護者負担軽減

- i. 外国人学校へ通学する児童生徒保護者の負担を軽減するため補助金を交付する
- ii. A: 外国人学校に通う生徒の保護者の経済的支援は必要であり、本事業は継続して実施していく

#### 70-9 としま教育ネットワーク事業経費

- i. 豊島区と区内大学との連携・協働に要する経費
- ii. B: ボランティア受入れ、外国人児童・生徒のための学習支援資料作成など、一層の連携を深める必要がある

#### 71-7 日本語指導教室経費

- i. 海外帰国児童生徒及び外国人児童生徒等への日本語指導と教育相談を行う。
- ii. A: 学校生活への適応を図るとともに、保護者への啓発も実施し成果を挙げている。現状を維持し質的向上を図る

※評価結果は S, A, B, C, D の5段階でそれぞれ下掲のように区分されている。なお、末尾の百分率はそれぞれの評価結果が全体に占める割合を示している。

- S: 拡充〈事業規模を積極的に拡充することが適当なもの(コストの増大も伴うもの)〉1.6%
- A: 現状維持〈現状規模を維持しつつ、事業を継続することが適当なもの(コストの自然増減を含む)〉60.1%
- B: 改善・見直し〈事業内容等の改善・見直しを図ったうえでコストを維持または減少することが適当なもの/または事業規模を維持しつつコストを減少させることが適当なもの〉33.8%

<sup>16</sup> 豊島区役所にて閲覧が可能な他、豊島区公式ウェブページにて公開もされている

<http://www.city.toshima.lg.jp/kusei/gyoseihyoka/27778/index.html>

<sup>17</sup> 平成24年度で住民基本台帳に統合された外国人登録事務関連の事業は省いた

- C: 縮小〈事業規模を縮小し、あわせてコストも縮小することが適当なもの〉2.7%
- D: 終了〈休止、廃止、完了、統廃合によって事業を終了することが適当なもの〉1.7%

ここでは5つの事業を取り上げたが、ほとんどの事業が現状規模を維持しつつ、事業を継続することが適当であると評価されているものの、事業規模を積極的に拡充すべきであるとは見なされていないことがわかる。個別の事業をそれぞれをカテゴリー 税務(26-7)、保健福祉(49-17)、子育て(52-15)、学校教育(70-9, 71-7)と分類して考えると、いずれについても外国人移住者がネガティブな状況にあることが見て取れる。そのうち税務については「滞納者の1割を中国人が占める現状」があり「中国語による電話催告は有意義である」旨が評価されている。このことから税金を滞納している中国系移住者が多数いるものの中国語による催告があった場合にはそれに応じているため行政からその効果が認められていることがうかがわれる。次に保健福祉については保健指導票は引き続き必要かつ有効であると評価されている。保健指導票とは、生活保護受給者などの生活困窮者を対象として妊産婦・乳幼児が指定された医療機関で無料で定期健診が受けられるクーポンであるが、「生活困窮者が増加しており、外国人の割合が高い」と評価要旨にあることから、中国系移住者の子育て世代の経済的な余裕のなさがうかがわれる。最後に学校教育についてであるが、外国人児童生徒への日本語指導および教育相談が「学校生活への適応を図るとともに、保護者への啓発も実施し成果を挙げている。現状を維持し質的向上を図る」と評価されている。ここから中国系移住者の児童への日本語指導の必要性和効果が認められており、その保護者への啓発も行われ、その成果が見られていることが分かる。ただし、質的向上を図る必要性も指摘されており、より有効な方法が求められていることがうかがい知れる。その点については「外国人児童・生徒のための学習支援資料作成」において豊島区内の大学との連携・協働を行うとしま教育ネットワーク事業に改善が必要であるとも評価されており、中国系移住者の児童もしくは保護者に対する有効な支援方法が行政の複数のセクションから求められていることが分かる。

以上、行政の観点から中国系移住者の日常生活の実態を大まかに読み取ってきた。そこでは豊島区と中国系移住者の間には、税務、保健福祉、子育て、学校教育といった分野での行政サービスにおける関係が多いことが分かった。また、それに加えて特に中国系移住者の児童や保護者に対する有効な支援方法が模索されていた。しかしながら、これら全ての事業は行政の観点からは「事業規模を積極的に拡充すべきである」とは評価されていない。これは第1章でも指摘したが、未だ豊島区においても主要な先進諸国における移民人口比率に比べると外国生まれの人口の比率が低いため、例えば、防災や財政運用、世代間の交流、清掃事業の民間委託、自立支援、がん検診、乳幼児の感染症防止のための定期予防接種、子どもの虐待、という他のS評価の事業と比べると大きな社会問題とされておらず、優先度が低く評価されていると推測される。

また、豊島区と中国系移住者の関係を語る上で欠かせないのが中国系移住者が街づくりの審議会に参加して区の基本計画に参画したという実績である。これは1994年、ジャーナリストの段躍中や当時東京大学博士課程在籍の夏冰らが「豊島区新基本計画」に参画した試みであり、中国人移住者の声として「外国人にも利用しやすく住みよい街を目指し、住宅整備、福祉、教育など全般に外国人委員の意見を反映させたい」<sup>18</sup>と新聞にも取り上げられた。これは豊島区が全国の自治体に先駆けて行った試みであったが、その信頼関係の下地として、参加者らが豊島区発行の中国語広報誌『ニイハオ TOSHIMA』(1989年8月~2005年3月)のスタッフであったということがあげられる。同誌は、中国系移住者向けに健康診断・保育園・日本語教室など一般の刊行物からは得られない情報の提供することに役立っていたもので、創刊時から毎年、中国人編集スタッフを2名(計10名)加えて発行されていた<sup>19</sup>。

#### 第4節 横浜や神戸の中華街との比較

次に、池袋と同様に中国系移住者との関わりが深い「三大中華街」である横浜中華街、神戸南京町、長崎

<sup>18</sup> 日本経済新聞「豊島区 街づくりの審議会 在日外国人も参加」1994年5月24日

<sup>19</sup> 同時に英語版の『HELLO TOSHIMA』(1989年8月~2005年3月)も発行していた

新地中華街と池袋とを比較してみたい。30年以上にわたり日本および世界各地のチャイナタウンを調査しつづけている山下清海は、池袋駅北口を池袋のなかでも特に新華僑らで賑わっていることを踏まえ、「池袋チャイナタウン」と名付けている。そして池袋チャイナタウンについて次のように述べている。

“多くの日本人は、メディアなどを通して集団として中国人をひとくくりでみることが多い。たしかに、来日して多額の買い物をする裕福層も中国人である。また、犯罪で逮捕されるのも中国人である。メディアで取り上げられるこれらの中国人は、中国人社会の突出したごく一部の人たちである。大部分の中国人は「老百姓（ラオバイシン）」、すなわち一般大衆である。中国を知るには、これら「老百姓」を知ることが必要だ。池袋駅北口周辺でビジネスや生活のために集まってくる中国人のほとんどは、エリートでもなければ犯罪者でもない。「老百姓」なのである。彼らは、その出身地、世代によってさまざまな生活様式や考え方をもち、日常使う方言は、まるで外国語のように差が大きく、方言どうしでは互いに通じない”（山下, 2010, pp. 3-4）

ここで山下は、私たちがメディアを通して印象付けられている裕福層や犯罪者としての中国人は中国人のなかでも一般的ではないこと、また、中国人どうしても異なった生活様式や考え方をっており方言では意思疎通すらできないことを指摘している。この解釈を池袋に集住する中国系移住者に当てはめ、彼女らも大変多様性を持っていると捉えることは妥当であろう。これは池袋が、横浜・長崎・神戸などの老華僑による中華街とは違い、観光地化していないチャイナタウンであることも示している。横浜の中華街が中国人留学生に「こんなところは中国のどこにもない」（山下, 2010, p. 15）という感想を抱かせる一方で、池袋チャイナタウンは「本物」なのである。この違いの要因は池袋チャイナタウンと横浜などの旧来の中華街とは異なる背景を有していることにある。まず、有名な「三大中華街」である横浜中華街、神戸南京町、長崎新地中華街は共通してその発祥が江戸幕末である。それについて山下は次のように解説している。

“横浜も神戸も長崎もいずれも江戸幕末の開港で、外国人居留地が形成され、そこに中華街が形成された。厳密に言えば、長崎では鎖国時代に唐人屋敷が作られ、中国人はそのなかに住まわされた。神戸の場合は、外国人居留地が狭かったので、中国人はそれに隣接した「雑居地」と呼ばれる地区に集中して居住するようになり、中華街が形づくられていった。【中略】（引用者補足：そしてこの3つの中華街は）来日した中国人とその子孫が長い年月をかけて日本人に愛されるチャイナタウンをつくっていったのである。日本に限らずチャイナタウンは、移り住んだ中国人と現地人の人たちのコラボレーション、中国式に言えば「合作」によって形成された特色のある地区なのである。したがって、横浜中華街のような街が、中国にはなく、中華料理屋で出される味がその居住国人たちの好みに近くなるのは当然のことである”（山下, 2010, p. 16）

つまり、その歴史的な厚みが大きく異なっていることから池袋チャイナタウンは日本人向けに観光地化されていないという経緯が分かる。池袋チャイナタウンは「日本化」していないのである。それは実際に池袋駅北口を歩いてみても感じることはでき、2012年現在では横浜中華街のような中国式のシンボルである「牌楼」は建っておらず、中華料理店や土産屋が整備されて軒を連ねているわけでもない。しかし中国系移住者が営業する店舗や事務所は多く、中国語の看板などもよく見られる。山下は池袋一〜四丁目、西池袋一〜五丁目、東池袋一〜三丁目、南池袋一〜四丁目における店舗数について次のように述べている。

“新華僑やわずかの老華僑が経営する店や事務所、および日本人の経営だかもっぱら新華僑相手の法律事務所などを含めて、その数は206軒である。このうち161軒が北口を含む駅の西側にある。エステやスナックなどは、経営者の特定が困難であるために、実際はこれらの数字はもっと多くなるはずである。店舗数からみると、池袋チャイナタウンは横浜中華街には及ばないものの、すでにその数は神戸南京町（約100軒）や長崎新地中華街（約40軒）よりもずっと多い”（山下, 2011, p. 19）

この調査から池袋チャイナタウンの勢いをうかがい知ることができる。この勢いは実際に現地に赴いても体

験でき、神戸での南京町は商店街のうちの一つという印象であるが、池袋は中国系移住者がそこに定住しそれと同時に首都圏に住む中国系移住者を支える街でもあるエネルギーが肌で感じられる。

## 第5節 池袋発エスニックメディア

では続けて、池袋が中心となって発行されることの多いエスニックメディアの大まかな特徴を見てみたい。実際に池袋駅北口を歩いてみると、中国語の新聞を配っている人々がいる光景を目にすることができる。これらは中国語のエスニックメディアであり、中国系移住者の生活にかかわる情報を伝えている。

中国語のエスニックメディアの第一の特徴はその種類の多さ<sup>20</sup>である。インターネットでの発信はもちろんのこと、印刷媒体だけでも手作りのもの、カラーのもの、ページの多さ、取りあげるニュースのカテゴリ、政治的立場など様々である。これらは駅前で配布される他、中国系店舗に無料で設置されていることが多い。また、無料であることが多いため広告の多さも特徴的である。筆者の手元にある業界2位の発行部数を誇る『華人週報』第572号（2012年5月17日発行）の場合、全68ページ中40ページが広告のみの面となっている。その広告の内容も中国系移住者の生活実態を反映しており、理髪店・美容室、インターネット通信（光ケーブル・無線データ通信）、求人情報（飲食店・工場・ソフトウェア・性風俗）、PC・スマートフォン、自動車学校、食品店、DVD販売、建設業者・内装業者・看板・印刷物<sup>21</sup>、性風俗、旅行社（日本国内・中国）、引越し、寮、投資情報（FX・不動産）、行政法律事務所、学習塾、日本語学校などが見られる。特に行政法律事務所の広告の多さは、永住権や査証などの在留資格の取得更新が必要な移民向けの媒体ならではの特徴であるといえる。また、それらの新聞は発行場所が池袋であるものが多い。あるいは、チャイニーズドラゴン紙、中文導報など、現在の発行場所は異なっても、有力紙の創刊地は池袋が多い。

以上では中国系移住者向けのエスニックメディアの特徴と、それが池袋を中心に発行されてきたことを明らかにした。このように池袋は出版社などの中国系移住者向けの文化施設の拠点となっている。

## 第6節 頓挫した「東京中華街」構想

次にこの節では、近年の池袋における中国系移住者の動向を見てみよう。山下清海は「一般に新華僑はお互いの仲間意識が希薄で横のつながりを積極的に持とうとしない。池袋の新華僑も同様であり、同業者へのライバル心こそあれ、共存共栄といった観念は持ち合わせていないようである」（山下、2010, p. 43）と新華僑の性格を指摘するが、そんな新華僑たちが注目すべき展開を見せたことがある。それは東京中華街構想とされる動きであった。この一連の試みは2008年にはじまったものであるが、それ以前は、池袋の中国系移住者たちの間でこのような協力は見られなかった。なぜ2008年に構想が動き始めたかの鍵を握る人物は、上海出身で長く日本の広告代理店に勤務していた広告プロデューサーの胡逸飛（フーイフェイ）さんである。彼はその職歴に加え、従来の中国系移住が得意としてきたビジネスとは異なる分野であったためその先導役となれたのであろう。山下によると、東京中華街構想とは次のようなものであった。

“池袋駅周辺には飲食店を中心に新華僑経営の店舗が約200店舗ある。雑誌等によく取り上げられる有名店はあるものの、まだまだ街自体は一般には知られておらず、広く日本人を呼び込むまでにはいたっていない。そこで、新華僑経営の店のブランドを確立して集客力を高めようと、池袋を新たな中華街として売り出そうとしたのだ。横浜には中華街があるが、東京にはないこともあって、

<sup>20</sup> 別添資料「図表：池袋で見かける主要な中国語エスニックメディア」を参照のこと

<sup>21</sup> 建設業者・内装業者・看板・印刷物の広告が多いのは中国系移住者には起業して飲食店を営む者が多いという要因が推測できる

ネーミングは池袋ではなく「東京中華街」と大きく出ることになった。[中略]池袋の場合、中華料理店にしても雑居ビルのなかに点在しており、チャイナタウンと呼んでイメージできる街の外観になっていない。そこで構想では、新華僑経営の店をネットワークで結んで店舗紹介するほか、「中華祭り」など多様なイベントの開催によって池袋中華街を多角的に発信していこうという青写真を描いていた。しかし、この中華街構想はその後、暗礁に乗り上げて凍結したままになっている。理由は地元商店会が反発したためで、地元にしてみれば長年自分たちが築いてきた街を、最近やってきた新華僑たちによって勝手に中華街にされてためるかという思いが強い。もともと商店会未加入やゴミ出しマナーなどをめぐって新華僑経営者を快く思っていなかったうえに、「東京中華街」構想発表の直後に中国製冷凍餃子中毒事件が起きており、日本社会の対中国感情がかなり悪化していたこともマイナスに作用したと思われる。中華街構想を打ち出した新華僑有志によれば、この構想は池袋全体の活性化、および地元との融合、ひいては日中文化交流を目指したものであった。それが逆に地元との溝を深める結果になってしまった”(山下, 2010, pp. 44 - 45)

山下のこの解説から、東京中華街構想が、いわゆるレストラン街ではない新しい中華街のブランドを打ちたて池袋全体の活性化や日中文化交流を目指すものであったにも関わらず地元商店会の反発によって凍結されてしまった経緯をうかがい知ることができる。しかし、重要なこととしてこの東京中華街構想が頓挫してしまった裏側にはマスメディアに取り上げられることによって印象が先行してしまうことによる弊害が指摘されていることである。実際には構想発表前の準備委員会と地元商店会との会合で双方の意見はかみあわないまま終わってしまったものの「会合そのものは、陰悪な空気に包まれたわけではなく、むしろなごやかな雰囲気だった”(山下, 2010, p. 148)と指摘されている。そして両者の決裂が決定的になる経緯について山下は次のように述べている。

“そんな双方の間に溝が深まったのは、中国メディアへの記者発表あと、日本の夕刊紙がこの問題をとらあげたのがきっかけだった。「地元商店会 VS. 中国系飲食店 池袋中華の乱」とセンセーショナルな見出しのついた記事が報じられると、他のメディアの報道が続き、さらには中華街構想に反対する政治団体が池袋に押しかけてきて抗議行動を起こすようになった。このような団体の抗議集会在開催されるたびに、大勢の警官が警備のために動員され、日の丸や旭日旗を多数掲げ、「チャイナタウン建設計画をぶっ潰せ！シナ人は池袋から出ていけ！」などのスローガンを叫ぶ集会を取り囲んだ。その周りには、私服の警官も多く見られた。政治団体の抗議活動の矛先は、しだいに池袋チャイナタウンのシンボリック存在の食料品店「陽光城」に向かっていった。とくに2010年1月10日の抗議行動は、インターネット上で陽光城の攻撃が予告されていた。当日、池袋駅北口の線路沿いの道路には、4台の警察車両が駐車し、幾重にも警官が取り囲んで陽光城を守っていた。このため、トラブルは起こらずに住んだが、もし、政治団体と新華僑が衝突し、負傷者などが出ると、日中関係の政治問題に発展しかねないだろう。一方、池袋の地元商店会は、長年の浄化活動でやっと風紀が良くなっていたところへ、よけいな火種を起こしてくれたものだと新華僑への反発を強めることになってしまった。[中略]「実は、北京オリンピックのとき、西口公園で中国の人たちと共同で何かイベントをやるかという話もあったんです。でも、そんなことをやったら、またきつと政治団体が来て騒ぎになるというので、やめてしまった。そりゃ、世間の人には日中友好なんて気軽にいうけど、こういう繁華街で何かやるというのは大変なことなんですよ」。北口近くで商売を営む日本人店主は、そう本音をもらした”(山下, 2010, pp. 148 - 149)

この一連の経緯から、地元商店会と準備委員会の間で対立があった他にも、夕刊紙が話題にして政治団体が抗議行動を取った影響も読み取れる。さらには、そういった抗議行動が後の商店会の交流のきっかけの意欲を削いでしまっていることも分かる。この実際に中国系移住者と接していない者が強い抗議行動を起こすというのは、反移民的な主張を行うナショナル・ポピュリスト政党が移民集中地区ではなくそれより離れた周辺部において支持されるといふと同質の現象である。それは、反移民論への共感が「移民問題は実態と言うよりは認知のそれ」として現れるからである。これは移民への反感は移民の存在そのものというよりはむしろ、脅威への予感によって触発されているということである(河原, 2011, p. 7)。

以上、池袋の近年の中国系移住者の動向として東京中華街構想を取り上げ、中国系移住者どうしの連携が見られ始めた点、そして中華街準備委員会の折衝の拙さから地元商店会からの反発が生じた点、また、構想がメディアによって叙情的に取り上げられることで印象が先行してしまった点、それによって政治団体による抗議行動が起き、その後の交流の機会も失われてしまっている点を指摘した。

## 第4章 池袋の中国系移住者をめぐる問題群

前章までに、中国と日本の間の移民システム（第2章）と豊島区池袋地域に焦点を絞った中国系移住者の実態（第3章）の把握を行ってきた。そこでここからはその池袋の中国系移住者が日常生活を送るうえで彼彼女らをめぐって起こっている問題を筆者による池袋での聞き取り調査の結果を交えながら明らかにしていきたい。但し、以下の聞き取り調査は対象の母数も不十分であり、統計的に信頼のおけるものではない。よってこの調査結果は池袋の中国系移住者が抱える問題点を知るきっかけという目的でのみ使用したい。なお、調査は日本語で口頭によって行った。

### 第1節 中国系移住者の抱える問題

まず、筆者が池袋の中国系移住者への聞き取り調査で感じたのはそれぞれがおかれている環境や主張の違いの幅広さである。つまり今回の調査で筆者が聞き取りを行った中国系移住者の回答も実に多様でその一定の傾向をつかむことはできなかったのであるが、それでもやはり対話の中で根深い問題を発見することはできた。それでは今回の調査で中国系移住者 29 名に聞き取りした3つの質問をあげておこう。それは「あなたの生活上の一番の問題は何か」、「あなたの生活に中国本土の経済発展の影響はあるか」、「（18歳未満の子どもがいれば）子育てで問題はあるか」である。

まず1つめの「生活上の一番の問題は何か」に対する主要な回答は、収入 12名、滞在資格 8名であった。また、問題はないと回答した者も 3名いた<sup>22</sup>。収入についての主要な回答は、支出の増加が問題になっているという点である。池袋で進む再開発によって居住するアパートが取り壊しになったり、家賃が上昇して引越さざるを得なくなり引越し費用の捻出に苦労しているという旨の回答もあった。また、滞在資格の問題には観光ビザによる不法就労をしているいわゆる非正規移民だけでなく、各種長期滞在査証を持っているいわゆる正規移民も問題であると回答している。その理由は、長期滞在査証の更新には雇用主の保証が必要であるため立場が弱く、十分に権利主張できないからである。その点では、永住権を持つ者については雇用主の保証は必要でないため問題は起きていないと推測される。また、中国語のスラングに「黒転白」（ハイジャンパイ）という言葉があり、この元来の「黒（違法状態）を白（合法）に変える」という意味が、「偽装結婚によって在留特別許可を得ること」に転じて使われており、常用する言葉にも滞在資格の問題が影響を与えている。なお、「生活に問題はない」と回答したのはいずれも勤労していない学生で、家庭の経済的余裕が反映されていると考えられる。

次に「あなたの生活に中国本土の経済発展の影響はあるか」に対する主要な回答は、良い影響がある 5名、悪い影響がある 13名、影響ない 1名、分からない 10名となっている。最多の悪い影響があるという回答は「中国の経済発展は出稼ぎには有利ではない。物価の上昇があるから。叔父が日本に来ていた10数年前は飲食店の皿洗いで地元では豪華な家が建っていた。今はでありえない」、「有利に貿易している人は見たことがない。経営者をしている中国系移住者の知り合いもない」という理由があった。良い影響があるという回答には「上海の大学時代の友人は帰国したほうが有利だから帰国した。その繋がりで忙しく儲かっている」という理由があった。しかしその場合でも、「上海に帰った友人のほうが収入が多く、日本からでは住宅などの購入で問題がある」という補足があった。以上から、中国の経済発展は池袋の中国系移住者、特に経営者ではない従業員として働いている者にとっては物価の上昇がマイナスの影響を与えていることが分かる。また、中国にも地域差が見られ、北京や上海など都市以外の省などにおいては影響が異なっていることも分かる。

次に、18歳未満の子どもを持つ中国系移住者 7名に行った質問「子育てで問題はあるか」についての回答は全員が「問題ある」であった。回答の補足としては、「中国の両親に子どもを預けているが甘やかされ

<sup>22</sup> その他の回答としては、婚姻ができない 2名、中国に住む親の介護 2名、自らの健康 1名、自らの老後の心配 1名となっている



てしまっている」、「中国系の学校がない」、「保育所に預けている時間が長い」という子どもの環境の問題、「2人兄弟で兄は中国語の読み書きはできるが、弟は学齢期前だったため話すことしかできない」という中国語の問題があった。

子育てにおける環境の問題については、田嶋淳子が調査<sup>23</sup>を行なっている。この調査は団地居住の子育てネットワークを利用して調査票を配布したことにより4歳以下の子どもをもつ被調査者を多く含むため参考になる。田嶋は子育て環境について次のように指摘している。

“子どもを預けることのできる関係者が周囲にいるか否かを尋ねた。全体の43.4%は預けられる人がいると回答している。このうち、同じ団地内居住者が最も多く、23人で該当する回答者の4割を占める。その人との関係は友人であり、子どもをもつ移住者の母親にとって利用できる社会的資源は限られていることがわかる。公的な領域は仕事をもつ母親であれば利用可能だが、日本人配偶者のもとに結婚のためやってきた中国系の主婦層にとっては、親元から遠く離れているためあつて、子育て資源やネットワークは近隣が友人関係に収束せざるをえない”(田嶋, 2010, p. 205)

これによると中国系移住者は日本人に比べ近所に親類が少ないため子どもを預けることのできる社会資本やネットワークが貧弱になりやすいことが分かる。また、田嶋の調査では対象が中国系移住者が集住する団地であるため子どもを預けることができているが、池袋ではそのつながりは持てないという点に留意したい。このように子育てにおいて子どもを預ける関係者がいないため、聞き取り調査にも見られた中国の祖父母へ預けるという選択を取っていることが推測される。

そして田嶋の調査では日本で子育てする良い点と良くない点についても次のように触れられている。

“日本で子育てをすることの良い点としては、教育環境や安全面など物理的な環境に関して比較的高い評価がある。また、のびのびと楽しい子ども時代を過ごすことが可能である点、自立能力を高めることを評価する声も12.8%と116%を占める。学費が安い・無料であるなどは中国での学費が年々高くなる一方で、親の負担が厳しい現実を反映している。その一方で、これら中国系移住者に強く意識されている問題点は、「学習内容が簡単すぎる」ということである。中国の受験競争は日本と比べものにならないほどの厳しさがあり、大学への進学にはそれにふさわしい高校への進学が求められる。そのため、都市部の中上層家庭では受験のための教育が小学校から徹底して行われている。教科内容は日本よりも1年程度進んでいるといわれる。特に、数学、理科などの面では明らかに中国の現地校の教育内容の方が難しい。こうした現実には日本からの帰国を前提に公立学校へ子どもを通わせている親にとっては大きな問題として認識されている”(田嶋, 2010, p. 206)

これによると、教育環境や安全面など物理的な環境および、楽しく日常生活を過ごしたり自立能力を高めたりする点については日本の教育は中国系移住者から評価を受けている。また、学費が安い日本の公立学校教育が学習する機会をえるための支えとなっていることもうかがい知ることができる。ただし、その教育内容については強く問題視されていることが分かる。これらの事情を踏まえると、聞き取り調査の回答に見られた「中国の両親に子どもを預けているが甘やかされてしまっている」という問題は、日本の教育内容に不満を覚えるため中国の教育を受けさせたいが、「寄宿制にせよ、普通学校にせよ、現在では中国で通学する方が費用は高い」(田嶋, 2010, p. 206)ため、両親に預けるしか選択肢がなくなってしまうことが要因にあると推測できる。

以上、池袋の中国系移住者を対象とした聞き取り調査から彼彼女らが抱える問題点を、日常生活の面、中国本土の経済発展の影響、そして子育てという3つの観点から切り出してきた。そこからは日常生活の収入や保育所の問題など日本人と共通するような問題を抱えながらも、在留資格、子どもを預けることのできる社会資本やネットワークの不足、子どもの教育における言語や母国との学習内容のギャップの問題など、他国からの移住者ならではの問題も多く抱えていることが明らかになった。また、第3章で明らかにした行政の観点からの日常生活の実態把握からも推測できる通り、税金の滞納、保健指導票、子育て、学校教育といっ

<sup>23</sup> 郊外の団地に住む中国系移住者に対して行われた調査である点に留意が必要である(田嶋, 2010, 第6章)

た弱い立場の者が強く相関する分野での行政サービスとの関係が強く見られていた。これは、日本人との共通するような日常生活の問題についても日本人よりも行政の助けを必要としているということである。

## 第2節 日本人が感じている問題

次にこの節では、池袋で商売を営む日本人の店主や地元住民が、中国系移住者に対して問題に感じている点を見ていこう。筆者が池袋西口駅前名店街の代表に行った聞き取り調査の回答は以下のとおりである。まず前提としての質問「中国人は日本人の経営する店に来るのか」には、「日用品や飲食店には来る。もう店主はみんな店にやってくる中国人には慣れてる。商売には欠かせないお客さん」と回答があった。この回答から、業種にはよるものの中国系移住者は日本人の経営する店に多く訪れ、売上を支える存在になっていることが見て取れる。そしてそこでは、外国人であることへの違和感は見られない。これは、奥田道大の1989年に行われた調査にも同じ傾向が見られ、アパート経営者・小売業者の「初めて外国人を受け入れた時の気持ちはどうであったのか」という質問には「特に意識しなかった」が全体の28.4%を占め最多の回答となっていることと変化は見られていない(奥田, 1991, p. 162)。また、ここまでの実態調査で明らかになっているように、中国系移住者、特に新華僑には池袋で起業している者は多い。そこで発生している問題は、「常識に反するような置き看板やダンボールを店先に放置する」、「ゴミ出しのルールを守らない」、「日本人が嫌がるような客引き」などといったケースである。ここでは、中国系移住者が中国のルールに則って店先の看板の設置やダンボールの放置、ゴミ出しなどを行なっているために問題が生じていることが分かる。また、「ゴミ出しなど注意を行うとルールは守ってくれるようになる」という声もあるものの、「新規参入があるので振り出しに戻ってしまう」という店舗の定着率の低さから問題が常態化している事情もうかがわれた。その他には「街灯の整備など恩恵は受けているのに、商店会に入らず町会費を払っていない」とコスト負担をしていないという指摘もあった。このように、日本人小売業者と中国系移住者はサービス提供者と消費者の立場であれば大きな問題はなく関わりを持っているが、継続的な関わりあいのある業者どうしでは多くの問題が生じている。ここでは、中国系移住者と日本人小売業者との間でルールの認識に齟齬があることや、中国に商店会という商習慣がないという文化の差、そして日本人小売業者からの歩み寄りや勧誘が見られないことが問題の要因となっている(山下, 2010, p. 154 - 157)。

では小売業者以外の日本人の地域住民からはどう捉えられているだろうか。ここで導入しておきたいのが奥田の調査にある「噂話・話題」と「実際に起きたトラブル」の枠組みである。ここではまず地域住民が耳にしたことがある噂話・話題として「部屋のトラブル」が14.3%に該当している。その点について奥田は「ただし、ここでは噂としてそういうことを聞いてはいるが、自分のところの外国人は違うという回答も見られ、噂が先行している状況が読み取れる。外国人居住者については一か所で何かトラブルが起これば、噂が噂を呼んで、外国人がすべて悪いと考えられてしまい、地域から一方的に追い出されるという傾向が見られる」と指摘している(奥田, 1991, pp. 148 - 156)。

続けて同調査の「実際に起きたトラブル」を見てみると、「万引などの犯罪」、および「騒音」という回答がいずれも12.4%と最も多くなっており、その要因として「外国人の貧しさ」ことや、「彼らは非常に忙しい毎日を送っており、アルバイト後の帰宅時間が遅い関係上、友人と会う時間も夜中しかないなど、日本人との生活時間に合わせられない事情がある。その上、言語の違いからよけい彼らの話し声がうるさく感じられるということもあって、騒音によるトラブルが絶えない」ということが付け加えられている。そしてこれらのトラブルの責任を完全に外国人に押し付けることもできない。なぜならば、日本人からの働きかけがなく、日本人は黙って出ていってしまうという対応や、不動産業者の「外国人お断り」という対応に困り親族・友人などを頼ってアパートに潜り込むという事情があり、それらがトラブルやその解決の遅れに結びついているからである(奥田, 1991, pp. 154 - 155)。

以上、前章では中国系移住者が経済的な面でも在留資格の面でも弱い立場に立たされていることなどは繰り返し触れてきたが、地域住民間でのトラブルにおいてもこの貧しさや条件の悪い勤務時間が影響していることが見て取れた。また、小売業者間、地元住民、いずれの問題においても日本人と中国系移住者らの間にルールの齟齬があったことがトラブルの原因になったことも分かる。そして、外国人移住者に関するトラ

ブルが起こると、噂が噂を呼んで、外国人がすべて悪いと考えられてしまい、地域から一方的に追い出されてしまうという、印象が先行することによる弊害も認められることには留意しておきたい。

## 第5章 移民と政治成員資格

ここまででの中国系移住者をめぐる問題の研究で明らかにした点を箇条書きで整理しておこう。

- 中国系移住者が経済的な面でも在留資格の面でも弱い立場に立たされている
- 万引などのトラブルにおいてもこの貧しさや条件の悪さが影響している
- 日本人と中国系移住者の間にルールの齟齬がある
- 印象が先行することによる弊害が起きている

これらの中国系移住者が抱える問題の要因を大別すると下記の3つに分類される。

1. 政治成員資格
  - a. 在留資格
2. 他文化の尊重
  - a. 地域コミュニティや商店会におけるルールの齟齬
  - b. 印象が先行することによる弊害
3. 日本人も抱えている問題
  - a. 経済面で弱い立場に立たされていること

これからの議論を敷衍させるため、「政治成員資格」および「他文化の尊重」という表現を用いた。政治成員資格とは後述するように、選挙権や被選挙権といった参政権から、国家にアイデンティティを保証されることによって不動産が所有できるようになること、銀行に口座を開設できるようになることも含まれる。他文化の尊重とは、移民が以前居住していた地域の文化を維持し続けられるように移民の受け入れ社会が尊重することである。他文化の尊重は道徳的な文脈で当前のものとされているが実際の日常生活においてはどこまでを尊重すべきかという線引きが難しいため、理想論になってしまわないための基準が必要である。

次節以降では政治成員資格および他文化の尊重の2点について詳しく見ていきたい。在留資格などの政治成員資格は社会学的な文脈では「長年居住していれば永住権を取得できたり帰化したりすることもできる」と認識される傾向があり優先度の高い問題としては認識されて来なかった（あるいは所与の概念として捉えられてきた）。しかし、将来の日本においても他の主要な先進諸国のように外国人移住者が増えるに従って、行政手続きとは異なったレイヤで政治成員資格の問いは浮上してくることが予測される。以下ではまず政治成員資格とは何か、それはなぜ認められなければならないものなのか、他文化の尊重とはどういうことか、移民の子女教育が持つ大きな意味、そして、いかにして政治成員資格と他文化の尊重は担保されるのか、について述べていきたい。

### 第1節 政治成員資格とは何か

ここで改めて政治成員資格の定義をしておこう。政治成員資格とは「社会一般に対する法的な義務と権利をもつメンバーシップ」のことを指し、シティズンシップ (citizenship) ともいう。その具体的な結実としては選挙権・被選挙権という参政権があげられるが、必ずしも政治成員資格は1か0かの問題ではなく、政治的な闘争などを通して段階的に獲得される性質をもっている。例えば、S. カールズは「シティズンシップは、すべてを持つか全く持たない、といったふうに考えるのではなく、居住期間が長くなると“デニズンシップ (denizenship)” とか、“準シティズンシップ (quasi-citizenship)” といった地位を与えられることがあるので、少しずつ増えていくものと考えたほうがよい」としている (カールズ, 2011, pp. 346 - 347)。これは先の豊島区発行の中国語広報誌『ニイハオ TOSHIMA』の中国人スタッフらが「豊島区新基本計画」に参

画したケースを想起しても分かりやすい(第3章)。彼らは選挙権や被選挙権を持たずとも、豊島区に関わる市民としてまちづくりの計画に影響を行使できたのである。また、政治成員資格を得ることによってはじめて個人が他の権利を有する主体であることが認められるため、ハンナ・アーレントはこれを「権利を持つ権利」と表現し<sup>24</sup>、あらゆる社会的な権利と義務の源泉であるとしている。この「権利を持つ権利」をめぐっては例えば、「いかなる人間も非合法ではない」というスローガンを掲げ、移住先の国での苛酷な環境を社会問題として提起した運動<sup>25</sup>が起こるなど、決して空虚な理想論と言い切ってしまうことはできない。

また、より精緻な議論としては、この政治成員資格は自然法ではなく実定法によって担保されていなければならない。すでに政治成員資格があらゆる社会的な権利と義務の源泉である「権利を持つ権利」であることは述べたが、これはカントの理論における「人権」に該当する。ユンゲル・ハーバマスはそれについて次のように述べている。

”カントの理論では、人権が法論のうちに位置づけられるのは当然の帰結であり、また人権はそこにしかならぬ。他の主権的権利同様、人権は—とくにすぐれて—道徳的内容を持っている。しかし人権は、その道徳的内容を損なうことなく、構造上は、個人の訴訟可能な主権的権利欲求の根拠となる実定的な強制法秩序に属している。[中略]国家間の自然状態の法制化こそが、法と道徳との混同を予防し、人間性に対する犯罪や戦争犯罪の場合であっても、刑事被告人に完全な法的保護を保証することができるのであり、直接的で決定的な道徳上の差別待遇からの保護を保証するのである”(ハーバマス, 2004, pp. 220 - 221, 下線部は引用者による)

少し直観しづらいが、ここでは人権が、形而上学的な権利ではなく、個人の主権的権利欲求の根拠となる実定的な強制法秩序に属しているということを主張している。この議論は、人権が普遍的に妥当性を欲求するものであるにも関わらず、現在ではいまだ民主的国家的な法秩序の中でしか実定法上の明確な地位を得ていないことから、それを乗り越える世界的市民秩序への望みとして主張されているものである。つまり、本来であれば、人権は、国法、国際法、グローバル法のいずれによっても実定的に(訴訟可能なものとして)保証されるべきであるという主張である。筆者はハーバマスのこの議論における人権と政治成員資格は「権利を持つ権利」という点で等しく扱うことができると考えている。これが意味するのは、移民の政治成員資格は道徳によってではなく、まさに法によって保証されなければならないということである。

## 第2節 なぜ移民の政治成員資格を認めなければならないのか

ここで移民をめぐる政治成員資格の理論的支柱を確認することで筆者がなぜ移民に政治成員資格が与えられるべきであるとしているかの理由を明らかにしておきたい。

その議論の前提として、私たちが移民を容易には受け入れがたい対象と見なしていることを認めよう。私たちはもはや、イマヌエル・カントが200年前に提唱したコスモポリタンの法<sup>26</sup>が実現されることをそのまま無邪気に望んでいるわけにはいかないことを近年の世界における経験から知っている。つまり、現実の移民政策においては移民の外国人参政権などの権利や査証の取得要件も厳しく制限され、それを得ていない移民は犯罪者と同等に扱うというケース<sup>27</sup>は先進諸国に限った場合でも決してめずらしくはない。そして近年

<sup>24</sup> 第二次世界大戦において引き起こされた「不可侵性を侵害された集団的经验」は、他の国や民族によって「権利を持つ権利」が剥奪されたことによって、つまりあらゆる権利が喪失したことによって起こったとしている(ベンハビブ, 2006, 第2章)

<sup>25</sup> 2003年10月4日、ニューヨークにおける移民労働者によるフリーダム・ライド

<sup>26</sup> セイラ・ベンハビブは『他者の権利』においてカントのコスモポリタンの権利における歓待の権利を再評価している。歓待の権利とは、ある国家の市民から離脱した個人が別の国家の「最初の入国」の際に歓待を受ける権利が万人にあることを指す(ベンハビブ, 2006, 第1章)

<sup>27</sup> この査証を得ていない移民を犯罪者と同等に扱うという点は本研究で対象とした池袋における中国系移住

それを不服とする移民によって大規模な暴動やテロ行為<sup>28</sup>が起きるなど、移民をめぐって社会的緊張が生じていることもコスモポリタンの法の担保がいかに困難な事業であるかを物語っている。そしてこのような移民の拒絶反応は国民国家を包含する地域共同体を発足させたヨーロッパ諸国においても、また、移民国家と称される米国においてすらも観察されている<sup>29</sup>。

しかし、なぜ私たちはこれほどまでに移民を容易には受け入れがたい対象と見なしているのだろうか。結論から言えば、移民が従来想定されてきた国民国家の政治的成員の要件を根幹から揺るがすためである。その実際的な背景を S. カールズが『国際移住の時代』にて論じている。カールズは国民国家が原則としてひとつのメンバーシップしか認めていないのにも関わらず、移住者やその子女が1か国以上との関係を持っていることにより「トランスナショナルな意識 (transnational consciousness)」や「分裂した忠誠心 (divided loyalties)」が生じるため、大規模な移住が「必然的にシテイズンシップに関する議論を引き起こす」と、政治成員資格 (シテイズンシップ) の問題が移住に伴う普遍的な問題であることを指摘している (カールズ, 2011, p. 58)。

つまり、私たちが近代国家制度に依拠している限りにおいて、近代国家の領土制の枠組みを越えてしまう移民は本来的に相容れない。しかし、それでもなぜ私たちは移民の政治成員資格を認めなければならないのだろうか。まず、その前提として私たちに移民が増加することを制御できないという背景があることを了解しなければならない。S. カールズは『国際移民の時代』において次のように述べている。

”政府の移民政策が、しばしばその目標を達成できないことを説明するには、いわゆる「移民産業 (migration industry)」の発達について検討しなくてはならない。この言葉は、移住の手助けをする活動を組織化し、それにより生活費を稼ぐ幅広い人々を含んでいる。そうした人々は、旅行代理店、雇用斡旋業、周旋業者、通訳、移住専門弁護士、人間密輸業者、そして身分証明書やパスポートの偽造者さえも含まれる” (カールズ, 2011, pp. 259 - 260)

これは移民産業という市場機能による移民へのサービスの提供が、政府による移民制限を行う政策の効果を損なわせ不完全なものにすることを明確に指摘しており、私たちは決してこの国際移民の知見を軽視してはいけない。これらの移民産業<sup>30</sup>に対する移民の評価は、移民業者を犯罪者とみなすのではなく、ヒーロではないにしろ「義賊 (social bandits)」としてみなしており「市民」からの支持も得られている。このような移民産業のしたたかさは「グローバルな労働市場を下支えする膨大な不可視の国際的ネットワークであり、それは、移住を抑制しようとする国家の要塞化に抗して突き進み、社会を変化させる一群のシロアリのようなもの」 (カールズ, 2011, p. 260) と比喩されている。そしてこの移民産業は、その入国時に限らず、移民が移住した場所で定住する際にも重要な役割を担っている。国際的な移住者はその移住先の地域で特別なサービスを必要とし、移民産業はその需要に応じてサービスを提供している。これが政府による移民に対する「最初の入国」以降における制限の試みも思惑通りにはいかない要因となっている。それを踏まえ、カールズは政府が移民を労働力のための短期滞在者としてだけ見なすことの問題について次のように述べている。

”移民の地位を一時滞在的で浮動的なものともみなす政策が強化されていくと、こうした移民が定住する際の社会状況はより差別的なものになりやすい。政府が短期滞在者 (最近では、循環移民) と移

者にも当てはまり、アパートへ見知らぬ人物が訪ねてくると不法滞在を取り締まる警察なのではないかと不安で仕方がないという中国系移住者の声もあった

<sup>28</sup> 2005年10月27日のフランスのパリ郊外における暴動事件、2011年のノルウェーのオスロ市内とウトヤ島における爆破および銃乱射事件などが記憶に新しい。

<sup>29</sup> 河原祐真らは、イギリス国民党やドイツの全ドイツ連盟、オーストリアの自由党、ロシアにおける連邦崩壊後の人種差別、アメリカ合衆国における移民受け入れ拡大政策とその反動、タイにおける外国人労働者、盧武鉉政権下における韓国の地方参政権をめぐる問題などを扱っている (河原, 2011)

<sup>30</sup> メキシコ労働者の米国への手引きを担う「コヨーテ」、アフリカ人をスペインへと運ぶモロッコの漁業従事者などが著名である

民をみなすようになれば、それは、受け入れ国の国民にも伝染する。もし短期滞在者のはずの移民が永住し、その結果、問題が生じたとしても、その責任は移民自身にあることになりやすい。さらに、風体の異なる人々は疑われやすくなる。移民政策の違いが移民自身の意識に異なった影響をもたらす。永住移民が歓迎され永住権や市民権を取得しやすい国の移民は、長期的な視点で永住にもとづく人生設計が可能となる。一時滞在が当たり前と考えられている国々の移民には、永住にもとづく長期的な人生設計は困難となる。また、一度帰還すると再入国が難しいので定住しがちだが、永住していてもその地位は不安定である。こうした移民は、定住した後、エスニック集団を形成するが、より大きな社会の一部の中に包摂された自らの生活を構想することは難しい。その結果は、孤立であり、分離であり、異質性の強調である。ゆえに差別的な移民政策は移民過程を停止するというよりは、未来の国民である移民の周辺化を進める第一歩にすぎない” (カールズ, 2011, p. 328)

これは政府および国民が移民を政治成員として認めない差別的な社会制度が続くと、移民はそれに応じて国民に対して周辺化せざるを得なくなり、移民の問題が長期化・深刻化することを指摘している。こういった移民を制御することの不可能性は、移民の移住が資本の論理に基づいたサービスによってもたらされている。これはつまり、私たちが市場での自由な取引の恩恵をうけることを前提とする限り、同じ原理に基づく人材の取引の影響も受けないわけにはいかないということを示している。これについてカールズは次のように述べている。

“国際移民の有効な管理制度がうまく構築できない理由は簡単である。移動への障壁をつくるということは、世界的な経済的・文化的交流を推し進めるグローバル化という巨大な力と矛盾するからである。経済の国際化が進む現在、一方で情報、商品、資本の動きを自由化しておきながら、他方で人の移動だけを押しとどめるように都合よく国境管理をすることは不可能である。グローバルな投資やノウハウの世界的な循環はいつでも人の移動をとまらぬ。高度技能労働者の移動は、必ずといってよいほど非熟練労働者の移動を促進する。国境管理制度をどのように構築したとしても、望ましい移民だけを受け入れ、かつ望ましくない移民を完全に締め出すことはできない” (カールズ, 2011, p. 396)

以上のことを踏まえると「日本は移民を拒絶すべきである」という意見は、資本の原理を前提とする限り、いかなる論拠を掲げようとも「日本は台風を拒絶すべきである」というような意見と同質の不可能性を抱える主張であると言える。むろんだからといって、それは移民の受け入れをコントロールすべきでないというアナキズムを意味しない。それは私たちが台風をただ裸身で受け止めるわけではないことと同様である。つまり、私たちがこれからの未来を構想する際になさなければならないことは、移民を受け入れ続けるという大枠の方針を崩さずに、いかに移民とそれを受け入れる側の国民の福祉を毀損しないかという制度設計である(これについては後述する)。

ここまで言及してきたように私たちに移民を拒否するという選択肢はなく、移民の制限は思惑通りにはいかない。そして、そうであるならば、永住化や帰化を希望する移民の政治成員資格は認められたほうがよいというのが筆者の仮説である。その理由は、移民の政治成員資格を積極的に肯定することは経済的相互依存をより促進するからである。このように資本の原理に基づいた持続可能な近代国家モデルは移民の政治成員資格を積極的に肯定することによって成立するのである。個人や共同体間の経済的相互依存は近代国家が依拠する領土制よりも古くから続く営みであるが、近代国家はより経済的相互依存に歩み寄りなければならない。

では経済的相互依存とは一体何か。これは現代においては財・サービスが市場で自由に取引されている状態を指す。それはグローバルな舞台で繰り広げられる企業間の買収劇であることもあれば、とある街角の小さな食料品店でその日の夕食のおかずの材料が買われていくという形態を取ることもある。これらはすべて経済的相互依存であり、それらが繰り返されることによって社会における信用の総和が高まっていく。移民は政治成員資格を持つことによって長期的な視点で人生設計が可能になり、それが彼女らの技能の向上をもたらし、さらにそれによって経済的相互依存がもたらす互惠性が高まっていくという循環が達成される。

これは筆者の聞き取り調査において中国系移住者が査証を持っている正規移民であるにも関わらず、雇用主へ強く権利主張をできず不安定な日々を送っているケースへの有効な解決策となるであろう。日本においても出生率の低下を受けて外国人労働者の受け入れが始まっているが、彼彼女らの政治的成員資格を認めることが必要である。

### 第3節 どこまで他文化を尊重すればよいのか

ここで私たちはどこまで他文化を尊重すればよいのかということについて考えてみよう。まず「自国市民の生活様式の不可侵性を守るために、民主的法治国家は移民にどのような点での同化を要求できるのか」というユングエル・ハーバマスの哲学的考察を見てみよう。ハーバマスは同化を「(a) 憲法原理への同意」とそれより高次の「(b) 自己の文化変容への覚悟、すなわち、たんに外面的適応だけでなく、生き方、移住先の国の文化すべてにわたる実践および習慣の習得への覚悟」という2段階に区別し、移民には(a)の意味での「政治的社会化だけを要求(しかも現実的には移民の第二世代に期待)すべきである」(ハーバマス, 2004, p. 260)としている。この方法によって国家は共同体のアイデンティティを、移民の流入によって侵害されずに守ることができるうえ、移民は自らの出自の文化的生活様式を放棄する必要はなくなる。筆者はこの方法が民主的法治国家における他文化の尊重であると考え。要は、法体系に組み込まれる過程の市民による民主的なコミュニケーションが重要なのであり、民主的な手法によってルール化された法には従い、ルール化されていない他者の文化的生活様式は尊重されるべきなのである。

また、この方法を採用することによって移民が増え続ければ「新しい生活様式が定着するとともに、市民が共有する憲法原則を解釈する地平は必要に応じて拡張されることになる」(ハーバマス, 2004, p. 261)が、それもまた国家市民の文化的構成が国民の政治的自己理解にも影響を与えるという1つの形態である。そしてこのような移民に自己の文化変容への覚悟は求めないという方針は決して、既存の多数派文化にとつて悪いことだけではないはずである。ハーバマスはその点について次のように述べている。

“抑圧された民族的あるいは文化的少数者による集団的アイデンティティをめぐる闘争の場合は、  
[中略]社会の不法な分断の克服を目指すので、それによって多数派文化の自己理解も手付かずのままではいられない。しかし多数派文化の側からすれば、他の文化の成果と利害関心についての解釈が変更されたからといって、必ずしも[中略]自分たちの文化の役割が変わるとは限らない”(ハーバマス, 2004, p. 241)

これによると移民の集団的アイデンティティと接することによって多数派文化の自己理解も進み、だからといって自らの文化の役割が変わるとは限らない。その卑近な例としてはイタリア系米国人の子孫らによって米国にピザという食文化が(イタリア本国とはまた違った文脈で)根付いたということがあろう。また、19世紀のパリやロンドンの政治文化への、亡命した自由主義者や社会主義者たちの貢献もそうであり、19世紀後半と20世紀初頭のアメリカの政治文化に対する移民のアイランド人、イタリア人、ユダヤ人、ポーランド人、その他の共同体の貢献も、いわば移民の流入によって文化的止揚がもたらされたといえるだろう(ベンハビブ, 2006, p. 84)。

### 第4節 子女協育の特異性

ここまでで移民の政治成員資格を認めることの重要性について触れてきたが、移民の子女教育についても触れておきたい。移民の子女教育は、移民の政治成員資格の獲得過程において特別な性質を持っている。

まず、本論における子女教育とは、政府による学校教育の内容というよりはむしろ「移民が自らの子をどのような社会的環境におこうとするかという広義の教育一般」を指す。さて、それを踏まえ、移民の子女教



育にはどのような特異性があるのかを見てみたい。政治成員資格を時間軸で見た際に、移民と国民が横の関係にあったのに対し、移民とその子どもは縦の関係を有している。この特性は政治成員資格をフロアの問題として捉えなければならないことを喚起する。ここまで挙げた例では移民を静的な対象として捉えていたが、実際には移民の政治成員資格には2つの変数を想定することができる。1つ目の変数は、移民が増加傾向にあるということ、そして2つ目は、その移民が産み育てる子どもたちもいるということである。

現実の法制度はこの政治成員資格に関わる縦の時間軸を重く捉えている。例えばそれは米国が出生地主義を採用していること、そして日本人や永住者の実子であることが長期滞在資格の特別査証の要件となっていることから分かる。こういった措置は、中国系移住者の子どもが「中学生になると、勉強が忙しくなったのと交友関係の広がりから中国語を話す機会がめっきり減り、いつしか彼にとって中国語は家で親の話を聞くための言語になっていた」(山下, 2010, p. 138) というような一般的な子どもの生育過程を反映したものと見える。

以上は移民の子ども自身の政治成員資格に関する措置であるが、子どもの存在はその親である移民への政治成員資格の付与にも繋がらうる可能性を持っている。河原祐馬は戦後のアメリカでも最も早く1970年にニューヨークで定住外国人に対して選挙権が認められたケースを紹介している。それは次のような選挙である。

“ニューヨーク市内の教育委員会 ( school boards, 教育行政を管轄する単機能自治体で、課税権を含む自治権を持っている ) 選挙においては、子どもがいる住民は、選挙権年齢 ( 当時は21歳 ) に達してさえいれば、市民権を持っていなくても投票に参加することができるようになった。さらには、選挙権だけではなく、教育委員への被選挙権も合法的な非市民に認められることになった。これは、そのような非市民の定住者は、子どもの教育に関して教育委員会の決定から大きな影響を受ける以上、学校の運営に積極的に関与することが望ましいという考えによる。[ 中略 ] 投票のさいの有権者チェックは投票申請書に書かれた子どもの名前と学校名を実際にその学校の児童生徒名簿と照合することだけで行われ、親が市民権を有しているかどうかはもちろん、合法的な居住者であるか否かすら確認を求められなかった。それでも、1996年当時の教育委員会タスクフォースの副局長の言によると、「それまで大きな問題が起きたことはなかった」のである”(河原, 2006, p. 173)

まさに「代表なくして課税なし」に適うお手本のようなケースであるが、これは子どもの存在がその親である移民への政治成員資格の付与に繋がったとってよいであろう。

## 第5節 実用主義的装置を媒介として

本論の最後に、移民の政治成員資格と他文化の尊重ががいかにして担保されるのかを考察したい。ここまでで、池袋の中国系移住者が抱える問題は政治成員資格と他文化の尊重の2つが欠落していることを指摘し、その政治成員資格とは何か、そしてそれはなぜ認められなければならないものなのか、どこまで他文化を尊重すればよいのか、移民の子女教育が持つ大きな意味について述べてきた。

なかでも重要なのは、移民の潮流はとめられるものではないこと、そして、そうであるならば、移民に対して政治成員資格が認められるべきであるということである。そして民主的手続きを経てルール化されない限り、移民と国民の文化的生活様式は侵害されてはいけぬ。

以上の理想は実現可能なのだろうか。いや、どうすれば実現可能になるのだろうか。ここまで主張してきた民主的手続きは、アーレントや特にハーバマスが主張するような辛抱強いコミュニケーションに支えられた熟議民主主義に立脚している。しかし、筆者にはそのような政治参加のコストが高い民主主義は立ち枯れしかねないと思う。そして、その生命力を失った理論に失望した人々が例えばカール・シュミットによる友敵の概念のような情動的な理論に傾倒する。そしてそれがアウシュビッツ強制収容所に代表されるような悲劇的な歴史を生んだことを反省するのであればあれば、ポピュリズムに対抗できるほどの生命力を携えた実行可能性のある理論が必要である。

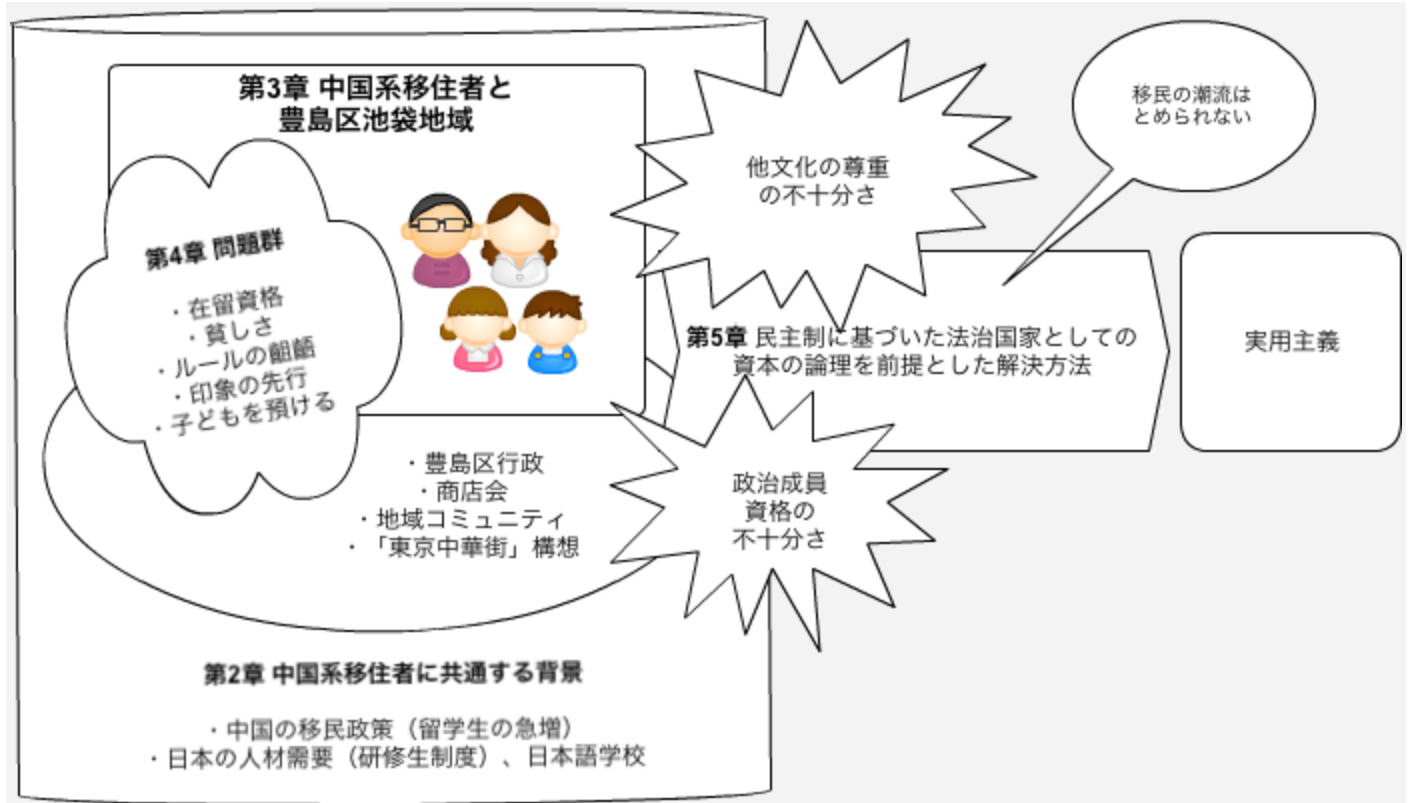
筆者は、それを解決するのが実用主義 (pragmatism) であると考え。つまり、経済的相互依存がもたらす互恵性を追求することを目的として移民の政治成員資格を認めることを正当化するのである。互いの経済的利益の総和が高い方策を求め続けると、つまり資本の論理に則ると、例えば懐古的な極右政党に扇動されるようなことはなくなる。それを最も強く体現しているのが米国である。それは、リチャード・ニクソン大統領は保守的とされる共和党政権であったが、そこでアフターマティブアクションが制度化された事例がそれにあたる。また、ロナルド・レーガン共和党政権が不法滞在移民への特赦を与えたのもそれにあたる。これらは「移民の労働力が経済に寄与する」という点が基準になっており、実用主義が移民への公平な政策を実現しているのである。さらに顕著な例を河原祐馬が以下のように指摘している。

“保守派の政権が移民政策については比較的リベラルなスタンスをとるという傾向が、イラク侵攻などタカ派のイメージが強いブッシュ ( ジュニア ) 政権においても同様に見られることはさらに注目される。[ 中略 ] ブッシュ政権期の移民受入数は同時多発テロがあった2001年の翌年にはごくわずかであるがむしろ増加し、2006年には政権発足当初と比べて40万人以上も多い約127万人に達している。しかも、コンピュータ処理によって事実上無作為に滞在許可証 ( グリーンカード ) を発給するいわゆるくじによる移民許可制度もテロの影響を全く受けず、この制度のもとでアメリカはその後にもコンスタントに多様な背景の移民を受け入れているのである。このことは、テロ事件を受けてもともと保守的だったブッシュ政権の政策が分野によっては極端に変化したのは事実であるとしても、こと移民政策の面ではテロ直後に見られた排外主義的雰囲気からは想像がつかないほど開放的な姿勢を保ち続けたことを示しているといつてよいだろう” ( 河原, 2011, pp. 157 - 158 )

むしろ米国は移民が移民に積み重なる移民国家でもあり公民権運動を経験した国家でもあるが、それを理由に実用主義が無効であると断ずるのは拙速な議論である。米国にもヒスパニックに対する反感が社会問題になっていることから分かるように、反移民感情がないわけではない。しかし、民主主義の手続きを踏んでいくうちにそのポピュリズムを実用主義が洗浄していくのである。

## 第7章 おわりに

### 第1節 章ごとの図示によるまとめ



### 第2節 今後の展望

本研究の展望であるが、中国系移住者が埼玉県川口市の川口芝公園団地などの郊外に集住していることがあげられる。これは日本における居住期間が長期化している中国系移住者が結婚や育児といったライフステージの移行に伴って入居者に対する差別がない公営住宅に集住しているという背景がある。そこでは子育ての調査で参考にした通り、団地内でのコミュニティが形成されるなど、池袋とは異なった生活様式が見られる。また、同団地と池袋とで住民が異なったパーソナリティを持っている。同団地に集住している多くは四年制大学を卒業した移住者が多く見られている。また、この10年来、団地に集住する中国系移住者のように日本での滞在が長期化していることから、毎年4000人から5000人規模での日本国籍の取得と同程度の永住資格取得が続いている。こういった移住者の滞在の長期化は、国際移民の傾向通りであり本論の今後の展開が興味深い対象である。

### 第3節 今後の課題

まだ日本には移民問題は存在していない。これは第1章で述べたように主要な先進諸国に比べ日本の移民

人口比率が低いためである。これによって例えばドイツやフランスにおいて事件となったイスラム教徒のスカーフをめぐる問題や、暴動やテロもどこか遠い問題である。このまだ見ぬ問題に対する要因と対策を提起することを目的とした本研究は浮き足立った議論だったかもしれない。しかし、厳格なムスリムや、厳格なユダヤ教徒を隣人としたことのない私たちだからこそ、将来に起こりうる問題が深刻化する恐れがあるため、国際移民の知見から学んでおかなければならない。

しかし、事実としてはここ数年、日本への移民の流入者数は鈍化している。その点について山下清海は次のように指摘している。

“リスクの高い不法手段を講じてまで渡航するほどの魅力が日本になくなったことを意味している。事実、かつて大量の日本渡航者を出した福清でも、最近では日本よりも東南アジアや欧米などへの渡航者が増えている。不景気続きの日本へわざわざ渡航しようという人が少ないのは当然だろう。日本が輝きを失ったのは否定出来ない”(山下, 2010, p. 179)

この現状は当然の結果である。国際移民の潮流では、移民受入国である先進国でも、移民送出国である発展途上国においても、移民を受け入れるための競争が繰り広げられているからである。日本は未だ国内総生産などの規模は大きい一定の移民の流入はあるものの、移民受入に対する政策の優先度の低さは顕著である<sup>31</sup>。例えば中国においても、外国籍華人の滞在に便宜をはかるため、2002年より上海市において「上海市居住証制度」としてグリーンカード制度が実施されている。この制度は高度人材の獲得のため、4年制大学卒業以上の学歴あるいは特別な才能を有することが前提となっているものの、二重国籍への柔軟な対応が行われている。他にも、2000年以降、投資奨励策として沿海部各地に留学生創業園区を設置するなどの試みも行われている。これらは国際移民の潮流における高技能労働者の獲得競争への中国政府の意気込みをうかがわせる政策となっている(田島, 2010, pp. 58 - 65)。

それを踏まえると、今後の課題としては、本研究では全く触れられていない「移民としての日本人」が考えられる。本論は民主制に基づいた法治国家が、資本の論理を前提としながら、いかに移民とそれを受け入れる側の国民の福祉を毀損しない制度設計ができるかという導入を目指したつもりである。しかし、前述のように日本へ移民がやって来なくなり、資本の論理において移民受入国から移民送出国へ変遷していく可能性もないわけではない。それを見据えた「移民としての日本人」は研究の課題である。これは決して現状の移民政策や国民の認識に対する皮肉を意図するのではなく、権利について考える際にはこのような他者の権利が自らの権利と交換可能なものであるという想像力を持つことが重要だからである。これは法治国家の基底となる考え方であり、本論でも繰り返し引用してきたベンハビブは「一般性と形式的相互性は、法の支配の、法治国家(レヒトシュタート)の思想にもとづいた政治秩序の特徴」(ベンハビブ, 2006, p. 121)であると指摘している。つまり、移民であるという立場を交換可能であると想定することは、私たちがもっている法治国家の思想を深く理解することにも繋がるのである。

---

<sup>31</sup> 実は日本でも近年、移民に対する便宜を図るような政策がとられていないわけではない。例えば、本研究においても大いに参考にした法務省による外国人登録は、外国人の利便性を高めるなどの目的のために住民基本台帳制度に移行している。

## 謝辞

本論文を作成するにあたり、筆者が所属する地域・都市論ゼミの浦野正樹教授には長期間に渡り丁寧かつ熱心なご指導を賜りました。特に計画から執筆まで自由にやっていく裁量を多く頂きつつも、随所での確かな助言により軌道修正をして下さったことは感謝の念に堪えません。また、ゼミ生の皆様には本研究の計画書の段階から継続的に助言をいただきました。加えて、私用の仕事と学校の卒論を両立させなければならなかった追い込みの日々にあっては、ゼミ終わりに一緒にご飯を食べに行き談笑することで大いに気が楽になりました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

そして営業時間中にもかかわらず時間を取っていただいた池袋西口商店街の方々、突然話しかけるようなアプローチにも快く応えて下さった池袋の地元住民の方々、皆様の協力なしには本論はありえませんでした。また、中国系移住者の方々が筆者の簡素な中国語の自己紹介を繰り返し褒めてくださったことや語彙や文化を教えていただいたことなどは大変印象深く記憶しています。多謝大家！

## 参考文献リスト

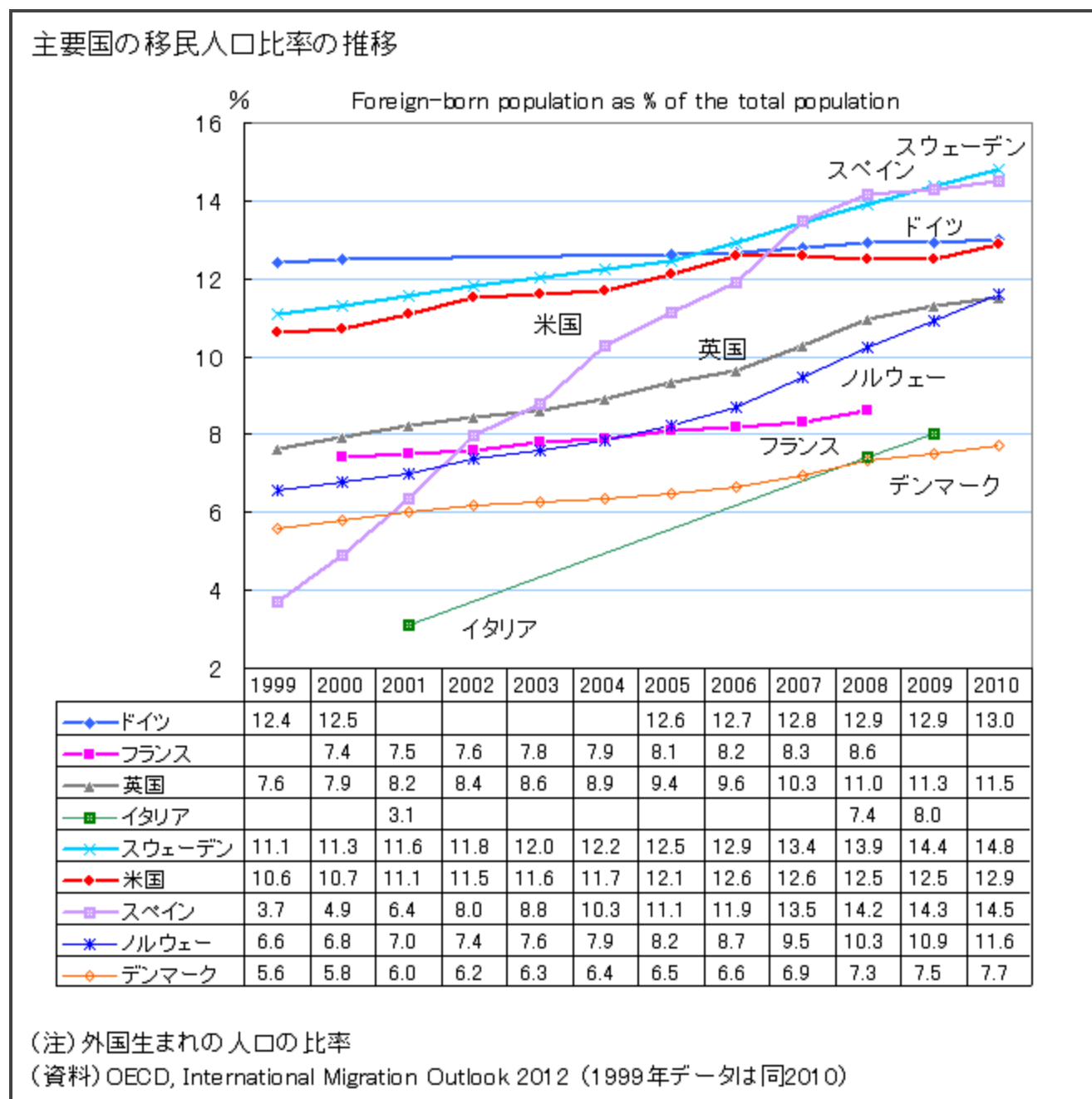
本論の参考文献は著編者の50音順に下記の通りである（著編者、書名、出版社、初刷年）。

- 奥田道大 / 田島淳子, 『池袋のアジア系外国人』, めこん, 1991
- スティーブン・カースルス, 『国際移民の時代〔第4版〕』, 名古屋大学出版会, 2011
- 河原祐真 / 他, 『移民と政治』, 昭和堂, 2011
- 河原祐真 / 植森和英, 『外国人参政権の国際比較』, 昭和堂, 2006
- 段躍中, 『在日中国人大全』, 内山書店, 1998
- 段躍中, 『在日中国人媒体総覧』, 日本僑報社, 2000
- 東京都豊島区, 『豊島区史 通史編(2)』, 東京都豊島区, 1983
- ユンゲン・ハーバマス (訳: 高野昌行), 『他者の受容』, 法政大学出版局, 2004
- セイラ・ベンハビブ (訳: 向山恭一), 『他者の権利』, 法政大学出版局, 2006
- 田島淳子, 『国際移住の社会学』, 明石書店, 2010
- 山下清海, 『現代のエスニック社会を探る』, 学文社, 2011
- 山下清海, 『池袋チャイナタウン』, 洋泉社, 2010

EOF

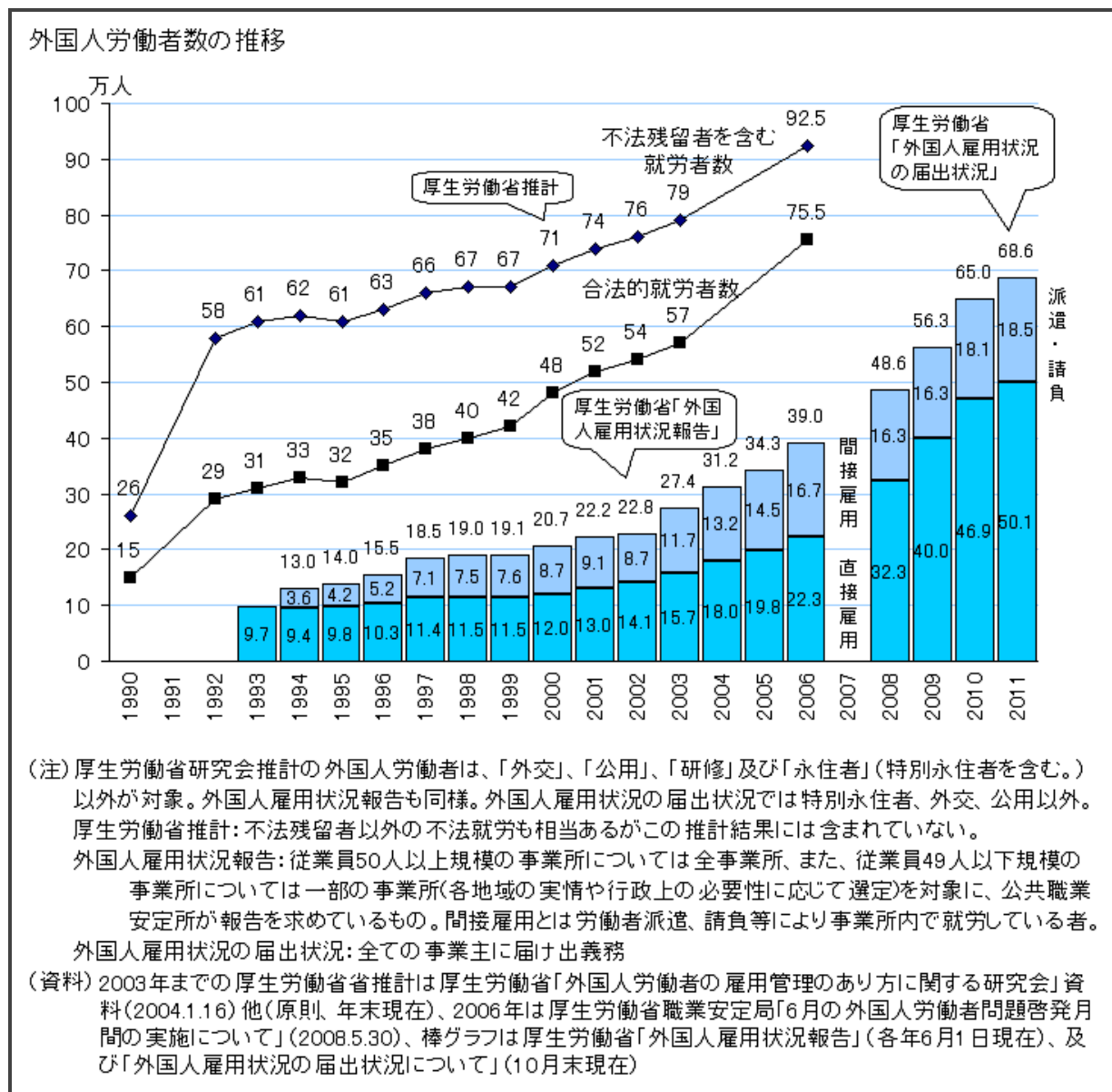
# 別添資料

## 図説01



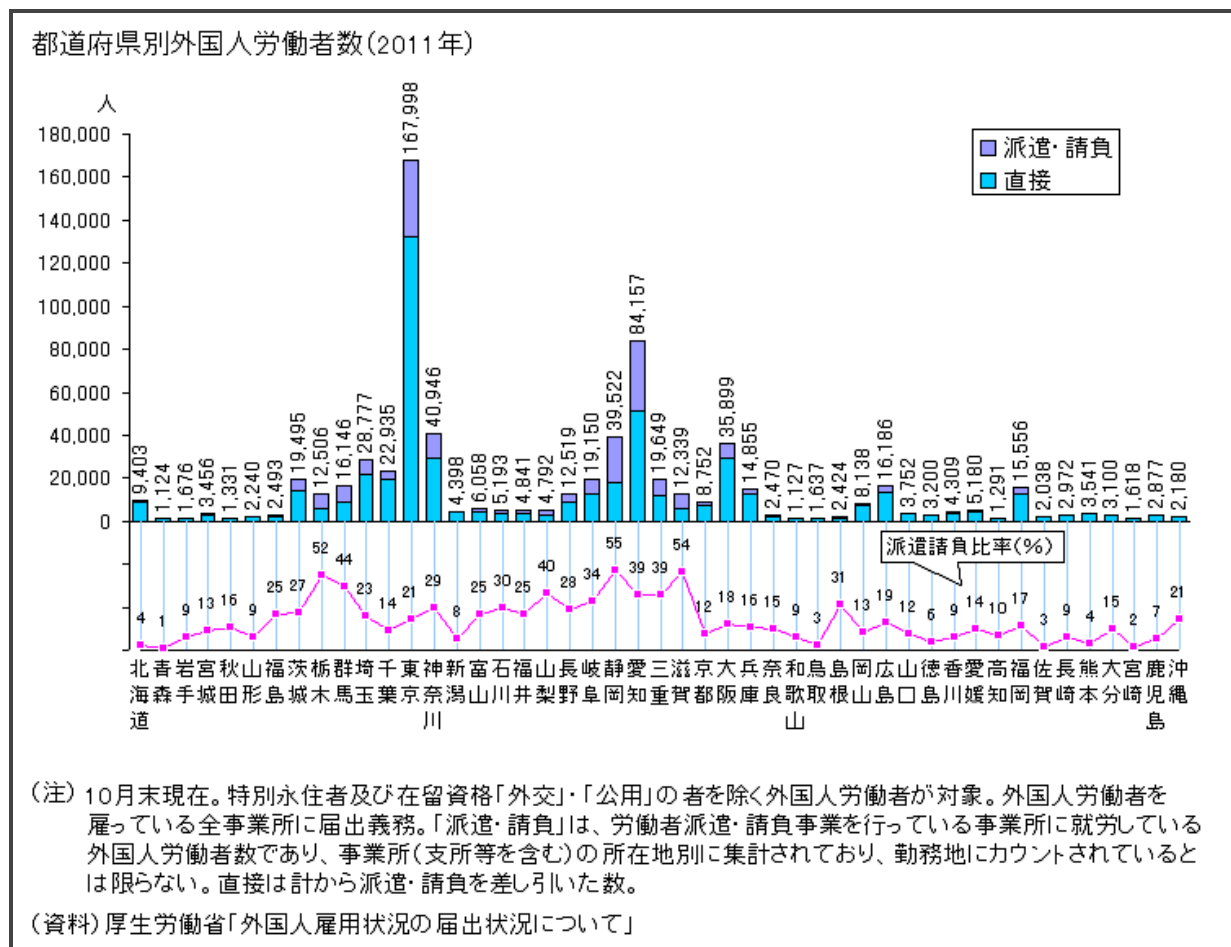
出典: 社会実情データ図録 Honkawa Data Tribune, 取得日 2012-11-30, 取得元URL  
<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/1171.html>

図表02



出典: 社会実情データ図録 Honkawa Data Tribune, 取得日 2012-11-30, 取得元URL  
<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/3820.html>

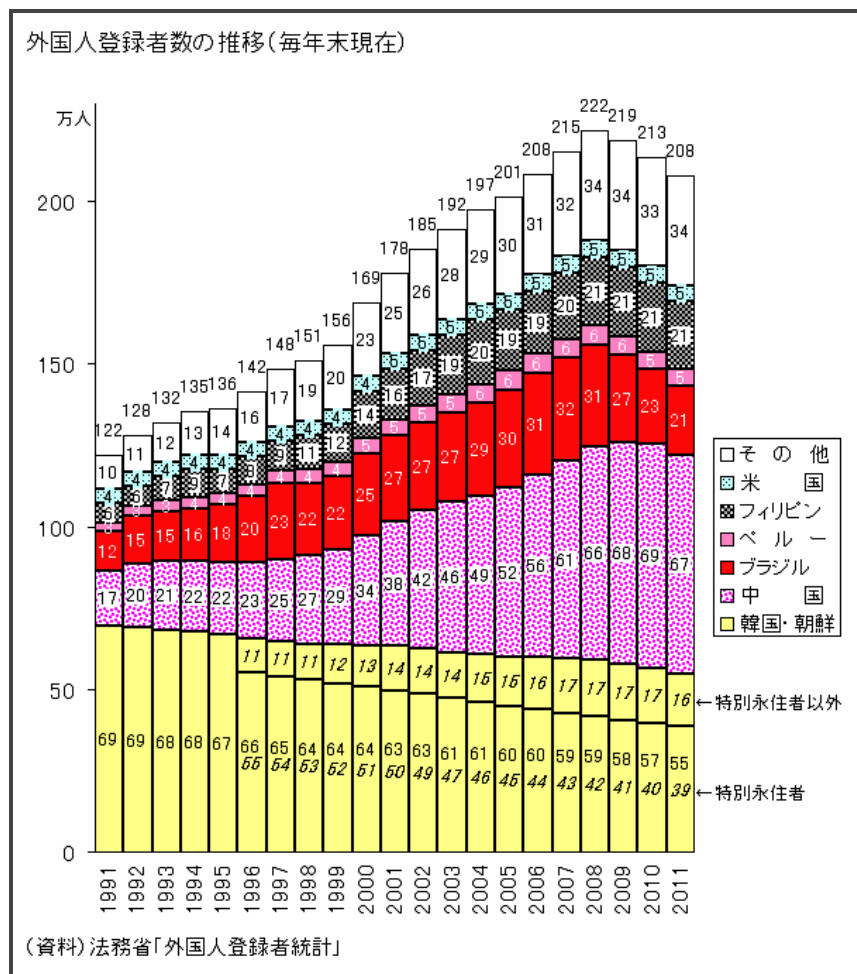
### 図説03



出典: 社会実情データ図録 Honkawa Data Tribune, 取得日 2012-11-30, 取得元URL  
<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/7355.html>



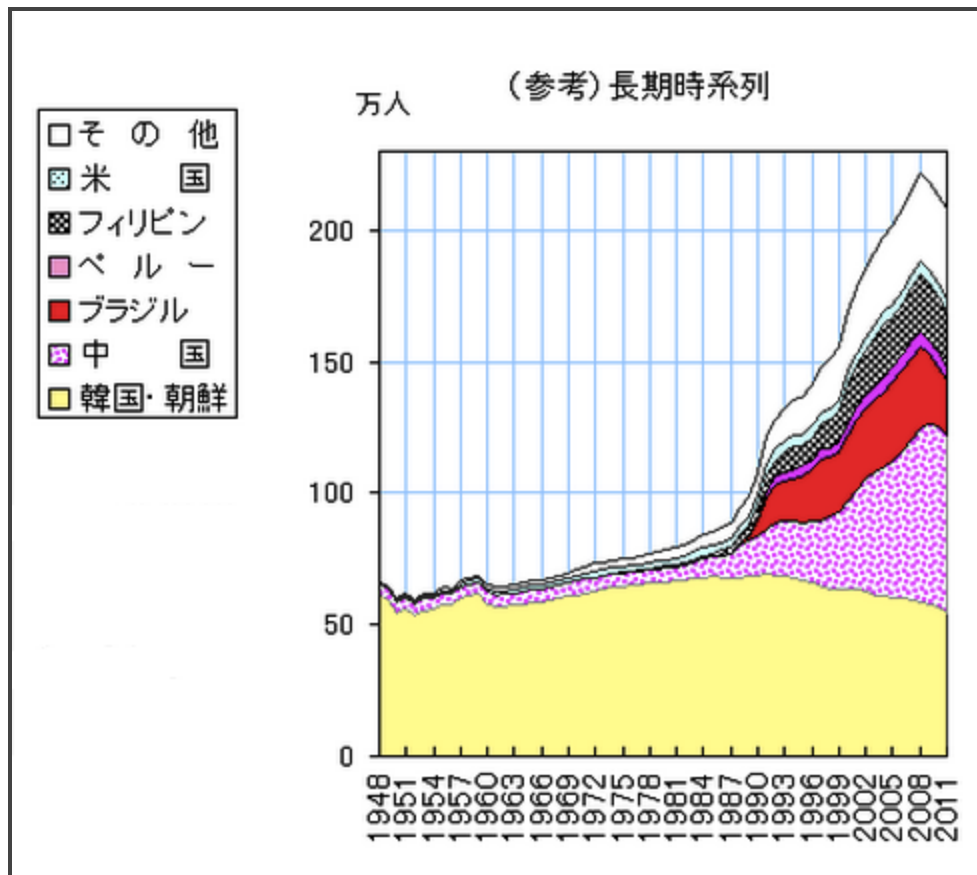
### 図説04



### 外国人登録者数の推移(国籍別)

出典: 社会実情データ図録 Honkawa Data Tribune, 取得日 2012-11-30, 取得元URL <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/1180.html>

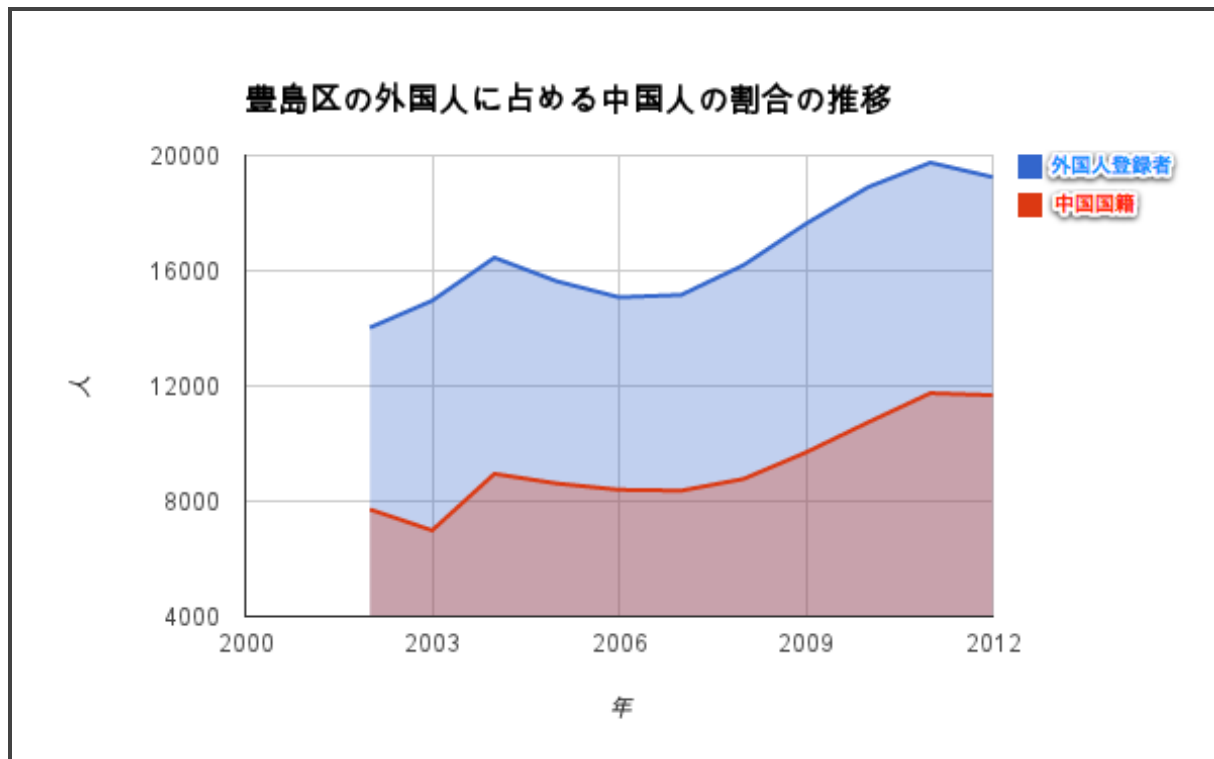
### 図説05



図表 外国人数の推移 (国籍別) (長期時系列)

出典: 社会実情データ図録 Honkawa Data Tribune, 取得日 2012-11-30, 取得元URL <http://www2.tcn.ne.jp/honkawa/1180.html>

## 図説06



図表: 豊島区の外国人に占める中国人の割合の推移

出典: 東京都「区市町村別主要10か国外国人人口」より筆者作成

図表07

	市区町村名	登録者総数(人)
1	新宿区	34416
2	大阪市生野区	30040
3	江戸川区	25573
4	足立区	23382
5	江東区	21237
6	川口市	20961
7	港区	20869
8	豊島区	20462
9	大田区	18673
10	板橋区	18053
11	東大阪市	17305
12	豊橋市	16588
13	世田谷区	16216
14	荒川区	16078
15	北区	15613
16	横浜市中区	15488
17	葛飾区	14511
18	豊田市	14273
19	練馬区	13960
20	市川市	12867

地方自治体別外国人登録者数ランキング(2012年時点)

出典: 法務省「登録外国人統計統計表」より筆者作成

図表08

	1期: 停滞期	2期: 急増期	3期: 成長期
年代	1978年以前	1979年～1988年	1989年～現在
出身地	主に台湾人 + 三江人	上海・福建出身者の急増	東北地方出身者の増加 <sup>1</sup>
分布	分散	集住地区の形成 (池袋・新宿) <sup>2</sup>	郊外化・定住化の進展
構成	老華僑	老華僑 + 新華僑 老華僑のネットワークを通じた新華僑の進出	新華僑中心
背景	第二次世界大戦, 台湾の中華民国政府による実効支配, 日中国交正常化	中国の改革開放政策の進展による中国人留学生の増加, それに伴う日本語学校の増加	長期化, 中国の経済発展

東京の中国系移住者の人口推移による時期区分

出典: 山下, 2011

<sup>1</sup> これにより池袋チャイナタウンの「中国東北料理」や吉林省にある朝鮮族自治州出身者による延辺料理専門店が増加して現在に至る

<sup>2</sup> 池袋の老朽化したアパートが多い地区には、福建省出身の就学生が集中するようになり「福建村」と呼ばれるようになった地区もあった

図表09

No.	媒体タイトル	分類	言語	発行場所
01	半月文摘	週刊誌	中	池袋
02	華人週報	週刊誌	中	西池袋
03	陽光導報	週刊誌	中	池袋
04	網博週報	週刊誌	中	南池袋
05	日本新華僑報	旬刊	中	池袋
06	知音報	半月紙	中	西池袋
07	カクカク	月刊雑誌	中	東池袋
08	第一雑誌	雑誌	中	池袋
09	走進日本	隔月刊	中	東池袋
10	日本僑報(印刷版)	月刊誌	中/日	西池袋
11	日本僑報電子週刊	週刊	日	西池袋
12	台湾新聞	月刊誌	中	西池袋
13	東方時報	週刊誌	中	南大塚
14	中華時報	半月紙	中	南大塚

池袋で見かける主要な中国語エスニックメディア

早稲田大学文化構想学部社会構築論系地域・都市論ゼミ  
学籍番号 1T080992-1  
氏名 山本健太

EOF